

平成24年 第2回定例会

総務地域連携常任委員会 提出資料

◎議案事項

議案第3号

三重県条例の一斉点検・見直しに伴う関係条例の整理に関する条例案について

..... 1

◎所管事項

1 「『平成24年版成果レポート』に基づく今後の『県政運営』等に係る意見」への回答（総務部関係）について	3
2 三重県行財政改革取組について		
(1) 平成24年度「三重県行財政改革取組」具体的取組		
上半期の進捗状況について	5
(2) 予算編成プロセスの見直しについて	10
(3) 地域機関等の見直しについて	15
(4) 外郭団体等見直し方針（案）について	23
(5) クレジットカード納税の導入について	29
3 みえ緑と森のきずな税（仮称）について	31
4 税外の未収金対策について	41
5 審議会等の審議状況について	47
(1) 三重県公益認定等審議会		
(2) 三重県公務災害補償等認定委員会		

[別冊資料]

○別冊 平成24年度「三重県行財政改革取組」具体的取組 上半期（4月～9月）実績

平成24年10月5日

総務部

◎議案事項

議案第3号

三重県条例の一斉点検・見直しに伴う関係条例 の整理に関する条例案について

1 条例の一斉点検・見直しの趣旨

制定から相当の年数を経過した条例の中には、制定後の社会情勢の変化に対応できないもの等があると考えられることから、「三重県行財政改革取組」の一環として、県条例の適時性を確保するために、条例の一斉点検・見直しに取り組んでいます。

2 9月会議に提出する条例案

対象条例326件に対し、各部局が行った「点検・見直しシート」による点検・見直しにより、条例の改正・廃止が必要とされた45条例について、「三重県条例の一斉点検・見直しに伴う関係条例の整理に関する条例案」として提出するものです。

(単位：件)

	存続させる必要のなくなった条例の廃止	事業等の改廃に伴う規定の整理	表現の明確化のための字句の整理	法令等の引用条項等の整理	計
防災対策部			1	2	3
戦略企画部					0
総務部	3	1		3	7
健康福祉部		1	1	10	12
環境生活部				2	2
地域連携部					0
農林水産部		1	1		2
雇用経済部	1			2	3
県土整備部			3	3	6
出納局					0
企業庁			1	1	2
病院事業庁					0
監査委員					0
人事委員会				2	2
教育委員会			3	2	5
公安委員会				1	1
計	4	3	10	28	45

3 施行期日

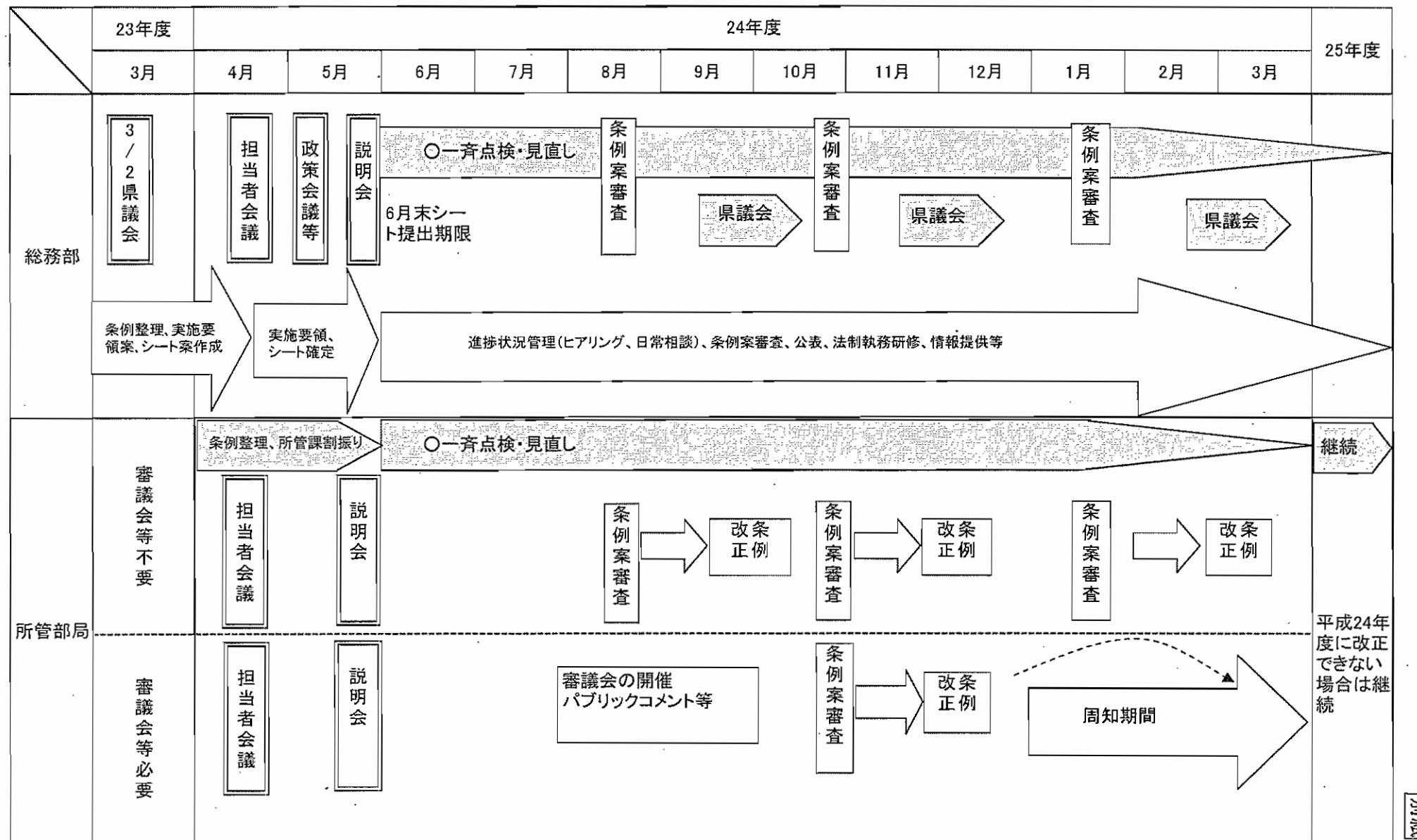
公布日から施行

4 今後のスケジュール（別紙）

審議会への諮問、パブリックコメントの実施など、見直しにあたって所要の手続等を行う必要がある条例については、今後も検討を継続し、結論を得たものから順次、議会に改正・廃止条例案を提出する予定です。

なお、条例の改正・廃止について更に慎重な検討が必要であり、平成24年度内に条例案を提出できない場合は、平成25年度末までに条例案を提出する予定です。

条例の一斉点検・見直しに係るスケジュール



◎所管事項

1 「『平成24年版成果レポート』に基づく今後の『県政運営』等に係る意見」への回答(総務部関係)について

総務地域連携常任委員会

行政運営	名称	主担当部局名	委員会意見	回 答
2	行財政改革の推進による県行政の自立運営	総務部	「三重県職員人づくり基本方針（仮称）」を策定し、人づくりの改革を進めるに当たっては、職員の能力向上ばかりを推し進めるのではなく、能力向上とともに職員がメンタル疾患にならない環境づくりについて配慮していただきたい。	職員の状況を把握する管理職の役割が重要であると考えており、管理職を対象とするモチベーションマネジメントに関する新たな研修を実施するとともに、引き続き「三重県職員メンタルヘルスケアシステム」に基づき、セルフケア支援事業の重点的な実施や管理監督者への研修等を通じて、メンタル疾患の予防に力を注いでいきます。

2 三重県行財政改革取組について

(1) 平成24年度「三重県行財政改革取組」具体的取組 上半期の進捗状況について

「三重県行財政改革取組」の実施については、具体的取組ごとに、各担当課において「年次計画」を作成し、着実に推進していくとともに、毎年度の進捗状況については半期ごと取りまとめ、県議会に報告するとともに、ホームページなどを通じて県民の皆さんへ公表することとしています。

【上半期の実績について】

具体的取組にかかる上半期（4月～9月）実績については、別冊のとおりです。
なお、8月31日現在で取りまとめているため、9月実績は見込みとなります。

1 主な具体的取組の上半期実績

(1) 人づくりの改革

① 「三重県職員人づくり基本方針（仮称）」の策定（別冊 番号1）

- ・4月に担当職員のほか、庁内公募職員、現場担当職員及び外部アドバイザーで構成される検討ワーキンググループを設置し、人材像・能力の整理、民間企業、自治体の先進事例の現地調査等を行いながら、計8回のワーキングを開催し検討
- ・「県民とともにアクティブに、新しい三重を創っていく日本一の職員」を目指すべき職員像とし、求められる人材の組織的な育成～「職員任せ」から「積極関与型」へ～、仕事を通じた人材育成（OJT）機能の充実などの具体的な取組を示した「三重県職員人づくり基本方針」検討ワーキンググループ案を策定し、8月28日に知事へ報告
- ・今後は、ワーキンググループ案を踏まえて、総務部において、庁内で議論しながら12月を目途に成案を策定

② 意欲の向上に向けた組織風土づくり（別冊 番号5）

- ・部下職員の意欲を高めるため、管理職員としての考え方（行動理論）と具体的な方法を実務に連動させるために必要なスキルを学ぶ「モチベーションマネジメント研修」を管理職職員を対象に計10回開催
- ・研修後の効果測定、成果検証等についても9月から開始
- ・職員の意欲及び能力の向上、組織の活性化や組織内の幅広い知の活用による、より少ないコストでの政策の形成を目的として、新たな職員提案制度を構築し、9月から提案募集

③ 現場における危機対応力を備えた人材育成（別冊 番号 9）

- ・現場で指揮を執る管理者層の判断力、対応力の向上を図るため、危機発生時の対処方法等に関する講義や、平成 23 年度の台風 12 号等の実例への対応を考える演習などによる「危機管理リーダー研修」を全次長級職員を対象に開催
- ・現場が個別の危機に対して迅速かつ的確に対応できるよう、各部局において実施する危機対応訓練の計画及び報告する仕組みについて検討するとともに、各部局による危機管理（対応）マニュアルに基づく訓練を実施

（2）財政運営の改革

① 多様な財源確保策の導入（別冊 番号 16）

- ・ネーミングライツについては、8月に「県有施設に対するネーミングライツの導入に関する基本方針」を策定し、9月から導入施設、募集条件などを検討
- ・公用車への広告掲載については、広告掲載者の公募を7月に実施したが、応募が無かったため、平成 25 年 3 月まで募集期間を延長
- ・職員駐車場の有料化については、県内外の導入自治体の実態調査を行いながら、9月中に課題を整理

② 新たな税の検討（別冊 番号 17）

- ・森林づくりに関する税検討委員会において、5月に税導入が適当と判断する報告書（骨子案）を取りまとめ
- ・6月から7月にかけての同報告書についてのパブリックコメントを実施（意見提出数 272 件、83%が導入賛成）
- ・委員会による最終報告書が7月 31 日にまとめられ、8月 10 日に知事へ答申
- ・森林づくりに関する税の説明会として、6月に地区説明会（7カ所）を開催したほか、三重県市長会、三重県町村会、三重県商工会議所連合会などで説明

③ 予算編成プロセスの見直し（別冊 番号 20）

- ・4月に担当職員のほか、庁内公募職員、現場担当職員及び外部アドバイザーで構成される検討ワーキンググループを設置し、厳しい財政状況に対する職員の意識、施策別財源配分（包括配分）のあり方など現状の予算編成プロセスの課題整理、他府県の先進事例の現地調査等を行いながら、計7回のワーキングを開催し検討
- ・知事と部局長との議論・調整の機会確保、事業の優先度と予算フレームを踏まえた予算編成、成果の確認と検証作業の活性化など6項目を提言した「予算編成プロセスの見直し」検討ワーキンググループ案を策定し、7月23日に知事へ報告
- ・ワーキンググループ案を踏まえて、総務部において、庁内議論を経て見直し案を9月に策定し、10月の平成25年度当初予算調製方針の策定につなげる

（3）仕組みの改革

① 政策を推進するための新たな仕組みの構築（別冊 番号 24）

- ・4月に担当職員のほか、庁内公募職員、現場担当職員及び外部アドバイザーで構成される検討ワーキンググループを設置し、仕組みの形骸化、運用上の課題等「みえ行政経営体系」の課題整理、他県等の先進事例の現地調査等を行いながら、計8回のワーキングを開催し検討
- ・PDSサイクルの各仕組み間の連携の再構築、「協創」に基づき県民との関係をより具現化する仕組みの検討、県政のマネジメントベースの抜本的整理・再構築を見直し方針とした「政策を推進するための仕組み」検討ワーキンググループ案を策定し、8月23日に知事へ報告
- ・今後は、ワーキンググループ案を踏まえて、総務部において、庁内で議論しながら12月を目途に新たな仕組みを構築

② 条例の一斉点検・見直し（別冊 番号 26）

- ・対象条例326件に対し、各部局において「点検・見直しシート」による点検・見直しを6月末までに行い、その後、法務・文書課において、必要性、適法性、有効性、効率性、公平性等の視点から内容の確認と各部局との調整
- ・点検・見直し結果により、改正・廃止が必要な条例で三重県議会第2回定例会（9月会議）に条例案を提出できるものについては、「三重県条例の一斉点検・見直しに伴う関係条例の整理に関する条例案」として提出
- ・9月会議で改正・廃止を行う条例に係る「点検・見直しシート」については、10月に公表予定

③ 危機管理の見直し（別冊 番号 27）

- ・平常時から危機管理情報を一元的に集約し、危機対応における指揮・命令権が的確に機能するよう、4月から、危機管理に関して全庁を統括する職として「危機管理統括監」を設置するとともに、危機管理責任者会議及び危機管理推進者会議を設置
- ・県の危機管理体制を上記のとおり強化したことに伴い、「三重県危機管理計画」を7月に改定
- ・危機対応の新たな「検証シート」の様式を7月に定め、9月からの課長等が実施する危機管理意識向上研修のツールとして導入

④ 地域機関の見直し（別冊 番号 29）

- ・県民局制度見直し以降、6年間が経過するなかで、県民センターの役割、分かりやすく簡素な組織体制はどうあるべきか等の課題を整理
- ・現場重視で地域の課題を施策に反映できる組織体制、県民の安全・安心確保など地域での重点的な体制整備などを見直しの基本的な考え方とし、地域での防災・危機管理体制の充実、児童相談の体制強化など具体的な方向性を整理して、8月に公表
- ・9月中に具体的な見直し案を作成し公表

⑤ 外郭団体等の見直し（別冊 番号 31～33）

- ・団体のあり方改革として、社会経済情勢の変化も踏まえて、事業目的の妥当性や団体実施の必要性、団体経営の視点などから、団体の目的や事業内容の精査を行うための見直し方針を9月中に確定、公表
- ・団体への県関与の見直しについては、各団体の目的や事業内容も考慮のうえ、現状の団体への県の関与が適切かどうかを確認し、必要な見直しを行うための見直し方針を9月中に確定、公表
- ・新たな公益法人における公益性と安定経営との両立など、公益法人制度改革に対応した団体経営や経営評価の考え方を9月中に整理

⑥ 県政のわかりやすい情報発信（別冊 番号 45）

- ・県の施策や事業をよりわかりやすく情報提供していくためのインターネット放送局の拡充について、各部局の有する映像コンテンツの調査を実施
- ・政策会議等のインターネットライブ中継を7月から実施
- ・県政チャンネルのコーナーを新たに設け、三重テレビ放映の県提供番組「県政チャンネル～輝け！三重人～」を7月からインターネットで公開

⑦ 地域の安全・安心に向けた建設業の育成・支援（別冊 番号 52）

- ・災害時の緊急対応など地域に貢献できる地域建設業の育成に向けた新たな取組として、「家畜伝染病発生時の緊急時における家畜処分の基本協定」に関する合同訓練や研修会への参加実績を、4月から総合評価方式入札の評価項目に追加
- ・地域維持型の契約方式の導入として複数年契約や複数工種の包括契約を4月から一部実施

2 年次計画に対する進捗状況

52の具体的取組のうち、上半期経過時点（9月末）で、年次計画（以下「計画」）より進捗している、又は既に計画達成しているものは4取組（7.7%）、ほぼ計画どおり進捗しているものは43取組（82.7%）、進捗の遅れ等あるが、計画達成は可能なものは5取組（9.6%）で、既に計画達成が不可能と思われるものはありませんでした。

下半期につきましても、引き続き適切な進行管理に努めるとともに、進捗の遅れ等があるものは、遅れを取り戻すべく、年次計画及びロードマップ（工程表）に基づき、着実な推進を図ります。

(2) 予算編成プロセスの見直しについて

○「みえ県民力ビジョン・行動計画」期間中の財政見通し(H24～H27)

- ・社会保障関係経費と公債費が合わせて、毎年100億円ずつ増加
- ・退職手当も200億円を超える高い水準で推移

・毎年度一定の歳出削減をおこなってもなお、要調整額(財源不足額)が4年間で284億円程度発生する見込み

厳しい財政状況の中、限られた財源を的確に配分するため、より効果的・効率的な予算編成プロセスを検討

課題①

- ・予算要求が部局の利害に偏り、全体最適の観点を欠いている。
- ・知事と部局長の予算に対する考え方を確認、調整する場が不足。

課題②

- ・成果の確認と検証作業について、予算編成への活用が不十分。
- ・評価結果に県民の実感との乖離がある。

課題③

- ・予算編成過程の透明性が不十分。

見直しの考え方①

- ・限られた財源を柔軟に無駄なく配分するため、事業の「選択と集中」を目指した議論を徹底的に行う(これまでの県庁内の権限委譲と分権化の理念を生かしながら、全庁的な予算議論を活性化)。

⇒全体最適の観点から、部局横断的な財源調整

見直しの考え方②

- ・検証結果を的確に予算に反映させる。
- ・施策や事業の評価に外部の意見を聴取する仕組みを導入する。

見直しの考え方③

- ・予算編成過程の透明性を高めることにより、県民の皆さんと情報を共有し、開かれた県政を目指す。

見直し内容①

- ・施策別財源配分(包括配分)制度を廃止し、政策的経費については、要求上限額(シーリング)を設定。
- ・各部局は、要求上限額の範囲内で、事務事業ごとに優先度(A, B, C(※))を付けて予算要求。優先度は所要の調整を行う。
- ※一般財源ベースで1／3ずつ

見直し内容②

- ・成果の確認と検証作業において、総務部と各部局で意見が折り合わなかった事業については、知事査定の場で結論を出す。

見直し内容③

- ・知事査定ヒアリングも含め、知事と部局長による協議の場は原則公開。

- ・要求上限額(シーリング)に一定の加算を行う重点化施策(仮称)を設定(要求上限額の加算額に該当する事業は「A+」とする)。
 - ・県民ニーズや社会経済情勢、評価結果等を総合的に勘案し、重点化施策(仮称)を選定。
- ・知事と部局長との協議の場を3段階で設定。
- ・総務部は優先度を踏まえて査定。

- ・施策や事業の評価にあたり、外部の意見を聴取。

- ・知事査定を行った事業については、査定理由も含め、査定結果を公表。

翌年度の税金の使い道をオープンに議論し、これまでの事業の成果を検証しつつ、県民ニーズや社会経済情勢の変化に柔軟に対応する(=県民の皆さんにより多くの成果を届けられる)予算を実現

〔 〕は、平成26年度当初予算編成から実施

現行の予算編成(イメージ)

当初予算調製方針

予算要求

できあがり予算

施策別財源配分(包括配分)制度

対前年度予算額▲a%
の金額を包括配分

▲a%

施策①	施策②	施策③
-----	-----	-----

→
包括配分
の枠内で
要求

施策①	施策②	施策③
-----	-----	-----

→
原則として
査定は行
わない

施策①	施策②	施策③
-----	-----	-----

新しい予算編成(イメージ)

当初予算調製方針

予算要求

できあがり予算

平成25年度当初予算編成

対前年度予算額▲b%の金額で要求上限額(シーリング)を設定

$\Delta b\%$		
施 策 ①	施 策 ②	施 策 ③

- ・シーリングの範囲内で要求
- ・事務事業ごとに優先度(ABC)付け

施 策 A ①	施 策 A ②	施 策 B ③
B	B	C
C	C	C

- ・優先度を踏まえた査定(義務的な経費にも配慮)

施 策 A ①	施 策 A ②	施 策 B ③
B	B	C
C	C	C

平成26年度当初予算編成～

マクロ(施策レベル)の優先度判断

ミクロ(事務事業レベル)の優先度判断

対前年度予算額▲b%(重点化施策(仮称))は▲b% + c%)の金額で要求上限額(シーリング)を設定

$\Delta b\%$	$c\%$	
施 策 ①	施 策 ②	施 策 ③

- ・シーリングの範囲内で要求
- ・事務事業ごとに優先度(ABC)付け

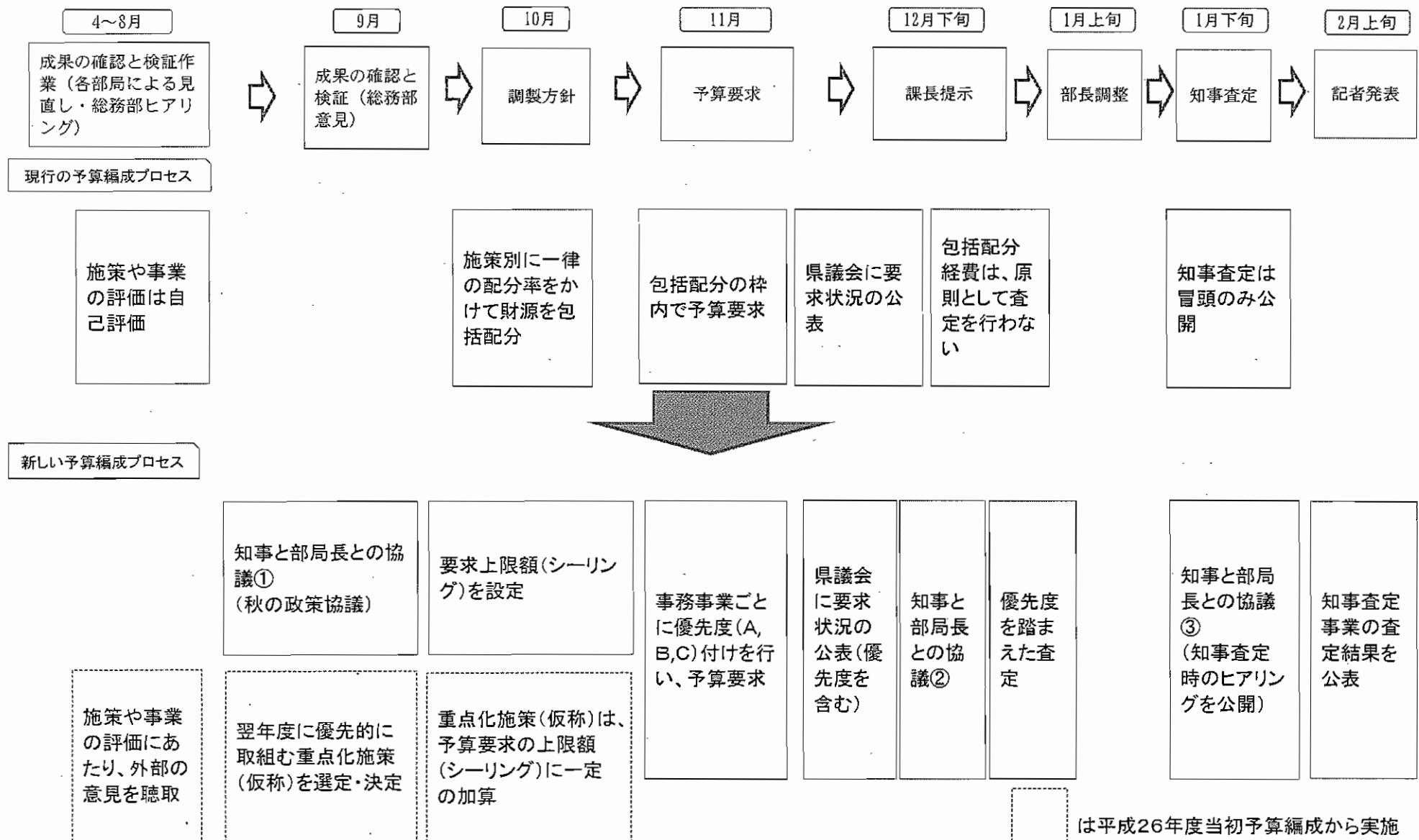
施 策 A ①	施 策 A ②	施 策 B ③
B	B	C
C	C	C

・重点化施策(仮称)には、A+の別枠を認める。

施 策 A ①	施 策 A ②	施 策 B ③
A+	A	B
C	C	C

- ・優先度を踏まえた査定(義務的な経費にも配慮)

予算編成プロセスの見直し



(3) 地域機関等の見直しについて

○ 地域防災総合事務所（仮称）及び地域活性化局（仮称）の設置

地域機関の見直しにおいて、限られた行政経営資源のなかで、県民サービスの視点や地域の特性を踏まえ、地域での防災・危機管理体制の強化、南部地域の活性化をめざし、地域防災総合事務所（仮称）及び地域活性化局（仮称）を設置します。

(1) 現行の県民センター機能

- ・ 現行の県民センターの所掌事務は、防災、保安、県民生活等に関する事務であり、防災、消防・保安業務をはじめ、情報公開、県政相談等の県民サービスの窓口業務、人権施策、市町等の地域づくりの支援、さらには、所管区域内の県行政の調整等の業務を役割としています。

(2) 地域防災総合事務所及び地域活性化局

① 横断的機能

- ・ 昨年度の紀伊半島大水害や平成23年に発生の鳥インフルエンザへの対応等も踏まえ、地域における総合的な防災・危機管理機能を的確に發揮するために、地域防災総合事務所及び地域活性化局については、危機管理、地域総合窓口、総務調整などの横断的機能を担う事務所として、明確に位置付けを図ります。

② 個別業務

- ・ 一方で、防災対策部、環境生活部、地域連携部等の業務のうち、地域で実施すべき業務については、引き続き、地域防災総合事務所及び地域活性化局で実施するとともに、環境保全業務を農林水産商工環境事務所から移管します。
- ・ なお、防災関係業務については、地方災害対策部としての災害対応力強化の視点から、充実を図ります。

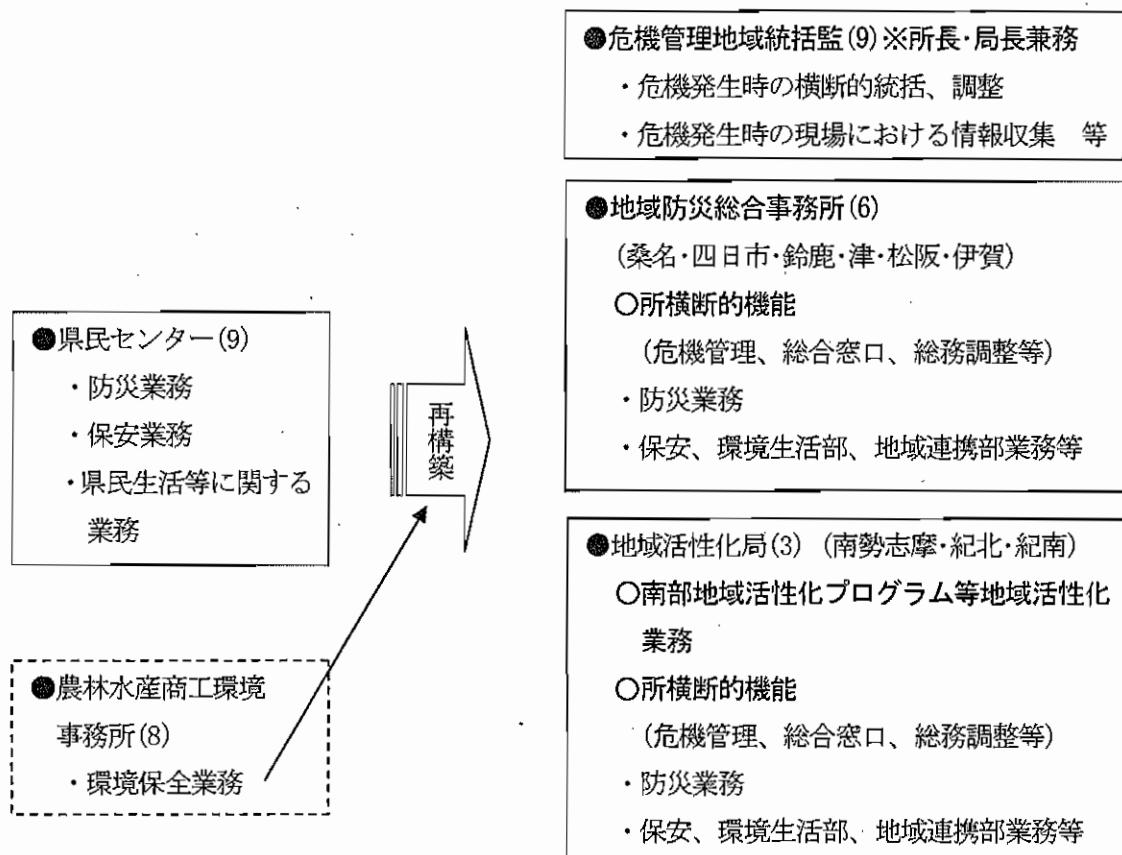
③ 地域活性化局

- ・ 南部地域の活性化にあたっては、地域の実情に応じて、総合的な取組を実施していくことが必要であり、南勢志摩、紀北及び紀南地域においては、地域防災総合事務所の機能に加えて、南部地域活性化プログラムなどの地域における総合的、横断的な活性化業務を実施することとし、地域活性化局とします。

(3) 危機管理地域統括監

- ・ 上記のように事務所機能の再構築を図ることに加えて、特に危機発生時等において地域防災総合事務所及び地域活性化局の横断的機能が実効性あるものとなるよう、「危機管理地域統括監」の職を各地域に設置します。
- ・ 危機管理地域統括監については、地方災害対策部長の役割も含め、危機発生時には、その規模、内容等に応じて、所管区域内の事務所の統括や調整、支援又は情報収集等を役割とし、通常時から危機管理等の横断的機能を業務とする地域防災総合事務所長及び地域活性化局長が兼務することで、地域において防災・危機管理機能を総合的に発揮することをめざします。

【イメージ図】



地域機関等の見直しについて

1 地域機関の見直し

(1) 基本的な考え方

県組織全体として、現場重視で「みえ県民力ビジョン」の施策を的確に推進していくことをめざして、次の考え方により、地域機関の見直しを図ります。

① 現場重視で地域の課題を施策に反映できる組織体制

- ・ 地域の第一線で日常的に県民サービスを提供している地域機関と施策の責任者である本庁という基本的な役割分担を踏まえ、現場重視の観点から、課題の把握、共有、課題解決のための施策立案、という流れがスムーズに進むよう、見直しを図ります。
- ・ 本庁と地域機関の所掌事務の整合や地域機関の役割の明確化等により、地域機関と本庁が連携し、地域の課題を施策に反映させる組織体制をめざします。

② 県民の安全・安心確保など地域での重点的な体制整備

- ・ 「みえ県民力ビジョン」を推進するにあたり、現場重視の考え方や市町との役割分担、県民サービスや地域の特性を踏まえ、地域での重点的な体制整備が必要な事項に関して、所要の見直しを図ります。
- ・ 児童虐待の防止など県民の安全・安心に関わる課題を所管する地域機関を重視し、必要に応じて体制の充実を図ります。
- ・ また、大規模な災害対応などの非常時に、各地域が孤立した状態で一定程度は単独で対応が必要となる場合を想定して、地域で総合的に対応できる体制を構築することをめざして、防災・危機管理体制の充実を図ります。

③ 全県一律の機能にこだわることなく、地域の特性に応じた地域に必要な機能整備

- ・ 現場重視の観点から、重点的な体制整備にあたっては、機能等について、必ずしも全県一律にこだわらず、特に、南部地域の活性化など地域全体で取り組むべき課題がある場合には、事務所の役割や名称も含めて、地域の特性に応じた組織体制を構築していきます。

④ 簡素で分かりやすく、効率的・効果的な業務執行体制

- ・ 前回の大規模改正以降、6年間が経過するなか、現行組織の課題や状況の変化等を踏まえて、組織の簡素化、所管区域の見直しや業務の集約化など、引き続き、検討を進めています。

(2) 具体的な見直し案

① 地域防災総合事務所（仮称）の設置

- ・ 現行の県民センター機能を再構築し、地域における総合的な防災・危機管理機能の中核を担う地域機関として、県内6箇所（桑名、四日市、鈴鹿、津、松阪、伊賀）に地域防災総合事務所を設置します。
- ・ 非常時には地域での自立的な緊急対応が可能となるよう、通常時から、地域内の危機管理機能や総合窓口機能などの横断的機能を持つ地域機関と位置付けるとともに、地域における危機管理機能の責任者として「危機管理地域統括監」の職を新たに設置し、所長が兼務することにより、通常時においても地域内での横断的な役割を担うものとします。
- ・ 防災関係の業務については、災害対策本部地方部としての災害対応力強化のため、防災訓練の充実、市町や関係機関との人的ネットワーク強化、市町、地域の防災力強化の支援などに取り組みます。
- ・ また、現行の農林水産商工環境事務所から環境保全業務を移管し、環境生活関係、地域連携関係等の業務について、地域で実施すべき業務の適切な実施を図ります。

② 地域活性化局（仮称）の設置

- ・ また、南部地域（南勢志摩、紀北、紀南）においては、地域活性化局を設置し、他地域における地域防災総合事務所の業務に加え、南部地域活性化などの地域活性化業務に取り組み、総合的に地域の活性化を図ります。
- ・ なお、地域活性化局長についても、危機管理地域統括監を兼ねるものとし、地域での横断的な役割を担うものとします。

③ 児童相談の体制強化

- ・ 児童虐待相談件数の増加等を踏まえ、児童相談所の一体的運用や専門的支援を行っている児童相談センターに、介入型支援や法的対応力向上のための組織を新設するなど体制の充実を図り、児童相談センター及び各児童相談所が各市町と連携のうえ、県全体の相談対応力の強化を図ります。

④ 保健福祉事務所（保健所、福祉事務所）の見直し

- ・ 市町村合併の進展等の状況を勘案し、保健福祉事務所の組織を廃止し、保健所と福祉事務所に分離することで、分かりやすく簡素な組織体制を構築し、保健・福祉サービスの的確な提供を図ります。
- ・ 保健所については、県民の保健医療面での安全・安心の確保を担う地域の拠点として機能整備を図ることとし、当面は現行の体制とします。
- ・ 福祉事務所については、効率的な業務体制の確保を図るとともに、専門性の維持確保を図るため、事務所の一部統合に向けて、検討・調整を図ります。

⑤ 農林水産商工環境事務所（地域農業改良普及センター）の見直し

- ・ 現行の所管業務のうち、商工業務については本庁へのより一層の集約化、環境保全業務については、地域防災総合事務所及び地域活性化局で所管することにより、農林水産事務所（農政事務所、農林事務所）に改め、本庁農林水産部との連携を一層密にすることで、みえ県民力ビジョンの的確な推進を図ります。
- ・ また、中央農業改良普及センターを除く各地域の農業改良普及センターについては、既に農林水産事務所と一体的に業務を実施していることを踏まえ、業務実態に応じた組織に向けて、検討・調整を図ります。

⑥ 専門性を発揮できる効率的な業務執行体制の確保

- ・ 上記以外の各事務所の業務も含め、この間の状況変化を踏まえ、本庁、事務所間の業務集約化や所管区域のあり方など、専門性と効率性の両面から引き続き、検討を進めます。
- ・ 特に、駐在等（※）の少人数職場については、県民サービスとのバランスにも留意しつつ、専門性を発揮できる体制となっているかを十分に検討していきます。

（※）主な検討対象

・ 紀州県税事務所紀南県税課、伊勢保健福祉事務所志摩衛生指導課、

四日市農林商工環境事務所鈴鹿普及課、伊勢農林水産商工環境事務所志摩基盤整備課

2 組織運営の見直し

（1）課題認識

平成10年度のグループ制導入以降、「個人」を中心とする業務実施の考え方により、フラット制による組織運営を進めてきたところですが、意思決定の迅速化などのメリットはあったものの、以下のような課題があると認識しています。

○ 「組織力」の低下

「個人」に業務を割り振る、「個人」の能力を活用する、といった部分が前面に出過ぎ、各階層での縦割り意識の問題や必要なチェック機能の低下による業務の精度などが課題となっています。

○ 段階的な人材育成が困難

管理職になるまでの間の役割や意識の面で、段階的な人材育成が機能していない面があります。

○ 外部からの分かりやすさ

本庁組織については職名など、一定の見直しを図ったところですが、職の名称等が本庁、地域機関とも、外部から見てわかりやすいものとなっているか、検討が必要です。

(2) 見直しの考え方

業務実施の基本を、「個人」から「組織」に改めるなど、現行のフラット制による組織運営を、原則として見直すことにより、チェック機能の強化や段階的な人材育成をめざします。

○ チェック機能の強化等

- ・ 「個人」に業務を割り振るという考え方から、「組織」に業務を割り振るという考え方へ改め、組織内での責任体制や業務分担の明確化を図ります。
- ・ 課やグループなど組織の各階層において、必要に応じて、長の補佐やチェック機能等の役割を担う職の設置を検討します。

○ 段階的な人材育成

- ・ 上記の職の設置の検討にあたっては、管理職になるまでの間に段階的な人材育成が可能となるよう、合わせて検討します。

○ 外部からの分かりやすさ

- ・ 職の名称や役割について、外部から見てわかりやすいものとなるよう、引き続き、検討を進めます。

3 今後の予定

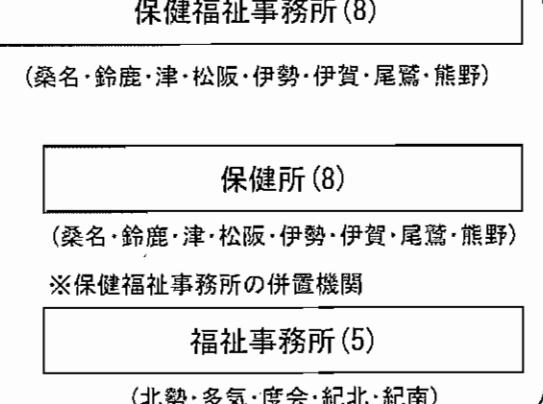
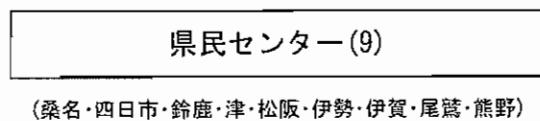
(1) 地域機関の見直し

- ・ 各事務所のあり方について、上記の見直し案に沿って引き続き検討し、11月会議に必要な条例改正案を提出します。
- ・ また、所内の体制や各個別業務の見直し等についても検討を進めていきます。

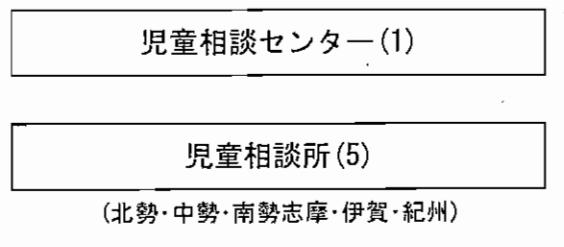
(2) 組織運営の見直し

- ・ 引き続き、課題の検証を進めるとともに、業務に応じた組織運営のあり方にも留意しながら、課題解消に向けた検討を継続していきます。
- ・ また、現在検討中の「三重県職員人づくり基本方針」とは課題が共通する部分もあり、同方針と連携しながら、引き続き、見直しの具体案を検討していきます。

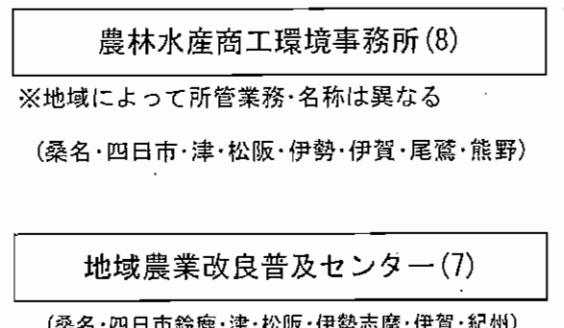
【現 行】



※保健福祉事務所の併置機関



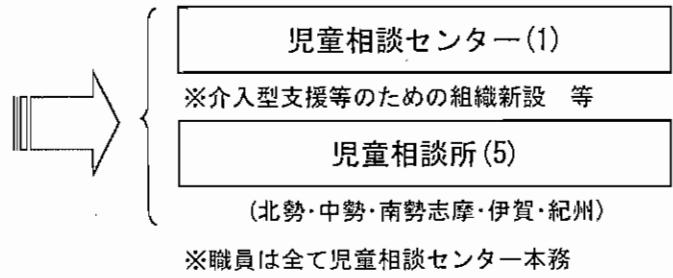
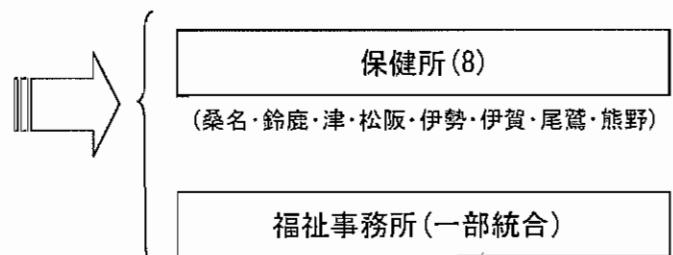
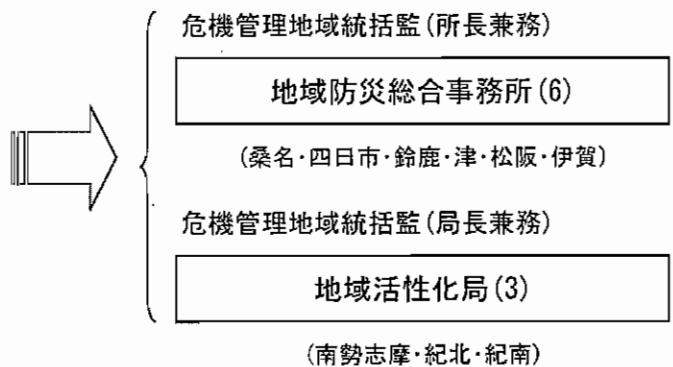
※職員は全て児童相談センター本務



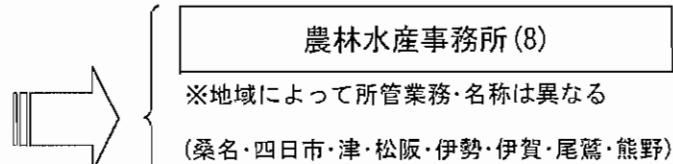
※職員は全て農林水産商工環境事務所本務

中央農業改良普及センター(1)

【見直し案】



※職員は全て児童相談センター本務



中央農業改良普及センター(1)

(4) 外郭団体等見直し方針（案）について

1 趣旨

県は、外郭団体等（以下、「団体」という）を通じて、機動的かつ弾力的に実現しようとする行政目的の確実かつ効果的な達成を図るため、その設立及びあり方等に対して必要な関与を行ってきました。

平成15年の「三重県外郭団体改革方針」による見直しを実施した後、およそ10年が経過するなかで、社会経済情勢の変化も踏まえ、事業目的の妥当性や団体実施の必要性、団体経営の視点などから、団体の目的や事業内容について精査し、団体のあり方を見直すことが必要です。

また、各団体のあり方や団体の自主・自立の観点も考慮のうえ、現状の団体への県の関与が適切かどうかを確認し、必要な見直しを実施したうえで、県が関与すべき部分と団体に任せる部分など、今後の県の関与のあり方について明確化を図ることが必要です。

このため、団体が置かれている現状や問題点について県組織内での検討を行った結果、次のような問題点が認められました。

（問題点）

- ニーズの低下による受託事業の大幅な減少がみられる。
- 団体が提供するサービスの利用者数が減少している。
- 社会情勢の変化などにより県や他団体との事業の重複がみられる。
- 事業の実施にあたり、設定した目標が未達成となっている。
- 中長期の視点に立った計画的な事業実施がなされていない。
- 収支の赤字に対する効果的な対策がとられていない。
- 補助金や基金の減少により事業費が減少している。
- 経営状況を踏まえた事業の見直しが行われていない。

このような問題点の解消をはかるため、以下の視点で団体ごとの見直しを実施します。

2 見直しの視点

（1）団体のあり方の見直し

① 事業目的の妥当性

- 事業目的は、現在でも、県民や社会のニーズを真に反映しているか。
- 時代状況の変化により、事業の必要性や期待する効果が低くなっているのか。

（見直しの方向）

団体の存廃や抜本的なあり方の検討を行なう。

② 団体実施の必要性

- ・ 事業実施にあたっては、県とは適切に役割分担がなされているか。
- ・ 事業内容は、民間企業や他の非営利団体等では代替できないものか。
(見直しの方向)

　　団体の存廃や抜本的なあり方の検討を行なう。

　　県や他団体との役割分担の見直しや他団体による代替実施の検討を行う。

③ 団体経営の視点

ア 手段の有効性

- ・ 事業の実施により、期待される効果が実際に得られているか。
- ・ 事業実施にあたり的確な目標を設定しているか。

(見直しの方向)

　　事業見直しを検討するとともに、中長期経営計画の策定・見直しを行う。

イ 手段の効率性

- ・ 投入された資源量に見合った結果が実際に得られているか。
- ・ 必要な結果がより少ない資源量で得られる方法がないか。
- ・ 同一の資源量でより大きな結果が得られる方法がないか。

(見直しの方向)

　　事業手段の見直しや事業のスリム化を検討する。

ウ 緊要性

- ・ 妥当性、必要性、有効性、効率性が認められたとしても、団体の経営状況を勘案した場合、事業に緊要性が認められるか。

(見直しの方向)

　　事業の廃止やあり方の検討を行う。

(2) 県関与の見直し

次の項目について、県関与を縮小する方向で見直しを行います。

① 出資（出捐）等

- ・ 団体運営への参画の妥当性について、設立時の経緯等も踏まえて検証し、見直しを行う。
- ・ 公益法人制度改革にあわせて、法人移行後の県関与の必要性について検討する。

② 財政的支援（随意契約、補助金、損失補償等）

- ・ 団体への県の予算措置のあり方については、事業の検証を行い、必要性の有無からゼロベースで見直しを行う。

③ 人的支援（職員派遣、役員就任等）

- ・ 職員の派遣や知事、副知事等の団体役員等への就任について、必要性の有無からゼロベースで見直しを行う。

- ・ 県退職職員の団体への再就職について、より一層の手続きの透明性、公平性などの観点から見直し、「外郭団体等の県退職職員活用にかかる情報提供制度」の試行を実施する。

(3) その他

県の主要出資法人に係る経営状況等の審査及び評価については、平成 22 年度の政策総務常任委員会での指摘を受け、平成 23 年度実施の評価より法人の自己評価がより県民にわかりやすいものとなるよう、評価様式の見直しを行ったところですが、より的確な評価を実施するため次のとおり見直しの検討を行います。

- ・ 公益法人制度改革などの制度的な改革への対応に伴い、団体の新たな経営評価手法の検討を行う。
- ・ 団体の独立性や自立的運営に配慮しつつ、団体運営の透明性の確保や県民への説明責任などの観点から、対象範囲の検討を行う。

3 見直しの対象

下記の団体について見直しを実施します。（別紙一覧参照）

① 外郭団体

- ・ 県出資比率 25%以上 の公益法人（一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、特例民法法人）や株式会社などの団体
- ・ 県出資比率 25%未満で、県が筆頭出資者である公益法人などの団体

② 県が下記の人的支援かつ財政的支援を実施する団体

（全国的な活動を行う団体を除く）

ア 県が人的支援を行う団体

- ・ 平成 24 年度に派遣法に基づき職員を派遣する団体

イ 県が財政的支援を行う団体

- ・ 平成 24 年度に補助金の支出を予定している団体
- ・ 平成 24 年度に損失補償又は債務保証を実施している団体

4 見直しのスケジュール

今後、この見直し方針に基づき、個別団体ごとのあり方及び県関与についての見直しを検討し、必要な調整を行い、団体ごとの改革方針を策定します。その検討状況については、11月会議でその進捗を報告するとともに、平成 25 年 2 月会議に「外郭団体等改革方針（案）」として最終案を提出します。

この改革方針に基づき、三重県行財政改革取組期間である平成 27 年度までを集中的な見直し期間として、必要な見直しを実施します。

外郭団体等の見直し対象団体一覧

	部	団体名	備考
1	健康福祉部	(社福) 三重県厚生事業団	外郭団体
2	健康福祉部	(財) 三重ボランティア基金	外郭団体
3	健康福祉部	(財) 三重県小動物施設管理公社	外郭団体
4	健康福祉部	(財) 三重県生活衛生営業指導センター	外郭団体
5	健康福祉部	(公財) 三重県救急医療情報センター	外郭団体
6	健康福祉部	(公財) 三重こどもわかもの育成財団	外郭団体
7	環境生活部	(財) 三重県環境保全事業団	外郭団体
8	環境生活部	(公財) 三重県立美術館協力会	外郭団体
9	環境生活部	(財) 国史跡斎宮跡保存協会	外郭団体
10	環境生活部	(公財) 三重県文化振興事業団	外郭団体
11	環境生活部	(公財) 三重県国際交流財団	外郭団体
12	地域連携部	伊勢鉄道（株）	外郭団体
13	地域連携部	(一財) 伊勢湾海洋スポーツセンター	外郭団体
14	地域連携部	(財) 三重県武道振興会	外郭団体
15	地域連携部	(公財) 三重県体育協会	外郭団体
16	農林水産部	(公財) 三重県農林水産支援センター	外郭団体
17	農林水産部	(株) 三重県松阪食肉公社	外郭団体
18	農林水産部	(株) 三重県四日市畜産公社	外郭団体
19	農林水産部	(社) 三重県畜産協会	外郭団体
20	農林水産部	(社) 三重県青果物価格安定基金協会	外郭団体
21	農林水産部	(公社) 三重県緑化推進協会	外郭団体
22	農林水産部	(公財) 三重県水産振興事業団	外郭団体
23	農林水産部	(財) 三重県沿岸漁業者等海難救済基金協会	外郭団体
24	農林水産部	三重県漁業信用基金協会	外郭団体
25	雇用経済部	(株) 三重データクラフト	外郭団体
26	雇用経済部	(財) 三重県労働福祉協会	外郭団体
27	雇用経済部	(公財) 国際環境技術移転センター	外郭団体
28	雇用経済部	(公財) 三重県産業支援センター	外郭団体
29	雇用経済部	(財) 三重北勢地域地場産業振興センター	外郭団体
30	雇用経済部	三重県信用保証協会	外郭団体
31	県土整備部	(公財) 三重県建設技術センター	外郭団体
32	県土整備部	三重県土地開発公社	外郭団体
33	県土整備部	三重県道路公社	外郭団体
34	県土整備部	三重県住宅供給公社	外郭団体
35	県土整備部	(財) 三重県下水道公社	外郭団体
36	警察本部	(公財) 暴力追放三重県民センター	外郭団体

37	雇用経済部	(社) 三重県観光連盟	その他
38	警察本部	(公社) みえ犯罪被害者総合支援センター	その他

「外郭団体等の県退職職員活用にかかる情報提供制度」の試行について（案）

1 趣旨

県退職職員の外郭団体等への再就職について、現行の取扱いを廃止し、県退職職員を活用しようとする外郭団体等の自主・自立、手続の透明性、機会の均等などを確保しながら、退職職員の活用を図るため、「外郭団体等の県退職職員活用にかかる情報提供制度（以下「新制度」という）」を試行導入する。

2 現行制度からの改善点等制度の特色

- (1)これまでの再就職の仕組としては、県退職予定職員の活用を希望する団体の要請を受けて、県側が条件に合致する求人1名に対し、退職予定者1名を情報提供し、団体が採用を決定していたが、透明性や公平性等が課題となっていた。
- (2)このため、県退職予定者を対象とした新制度を設け、情報を一元的に集約・提供し、競争的な選考により就職者が決定される仕組を構築することとする。
（主な改善点）
 - ① 団体が希望者の中から選考できるため、団体の自主性・自立性と選考の迅速性が向上
 - ② 県組織内で情報提供するための選定がなくなるため、手續の透明性と迅速性が向上
 - ③ 県退職予定者が該当する全ての求人の中からエントリーできるため、機会の公平・公正性等が向上

3 制度の概要

(1) 対象団体

従来の情報提供の取扱いと同様に外郭団体及び協議により同様の措置を要請する団体（県と出資関係の無い営利法人、宗教・政治目的等の団体を除く）とする。

なお、法令等の規定に基づき知事等が団体役員を任命する場合などについては、当該法令等の規定によることを原則とする。

(2) 対象職員

当該年度末に退職予定の常勤の職員（既に退職した職員、再任用職員を除く）とする。

(3) 手續の概要

総務部内（行財政改革推進課）に新制度の窓口を設置

(登録)

- ① 新制度による再就職を希望する退職予定職員は、窓口へ登録
- ② 県退職予定職員の採用を希望する団体は、求人情報等を窓口へ提出、窓口は登録条件の確認を行い、新制度に登録

(求人情報へのエントリー)

- ③ 窓口は、求人情報を求人条件に該当する全ての登録職員に提供
- ④ 登録職員は、希望する求人情報にエントリー
(複数可、個人情報の提供承諾)
- ⑤ 窓口は、全てのエントリーの情報を団体へ提供

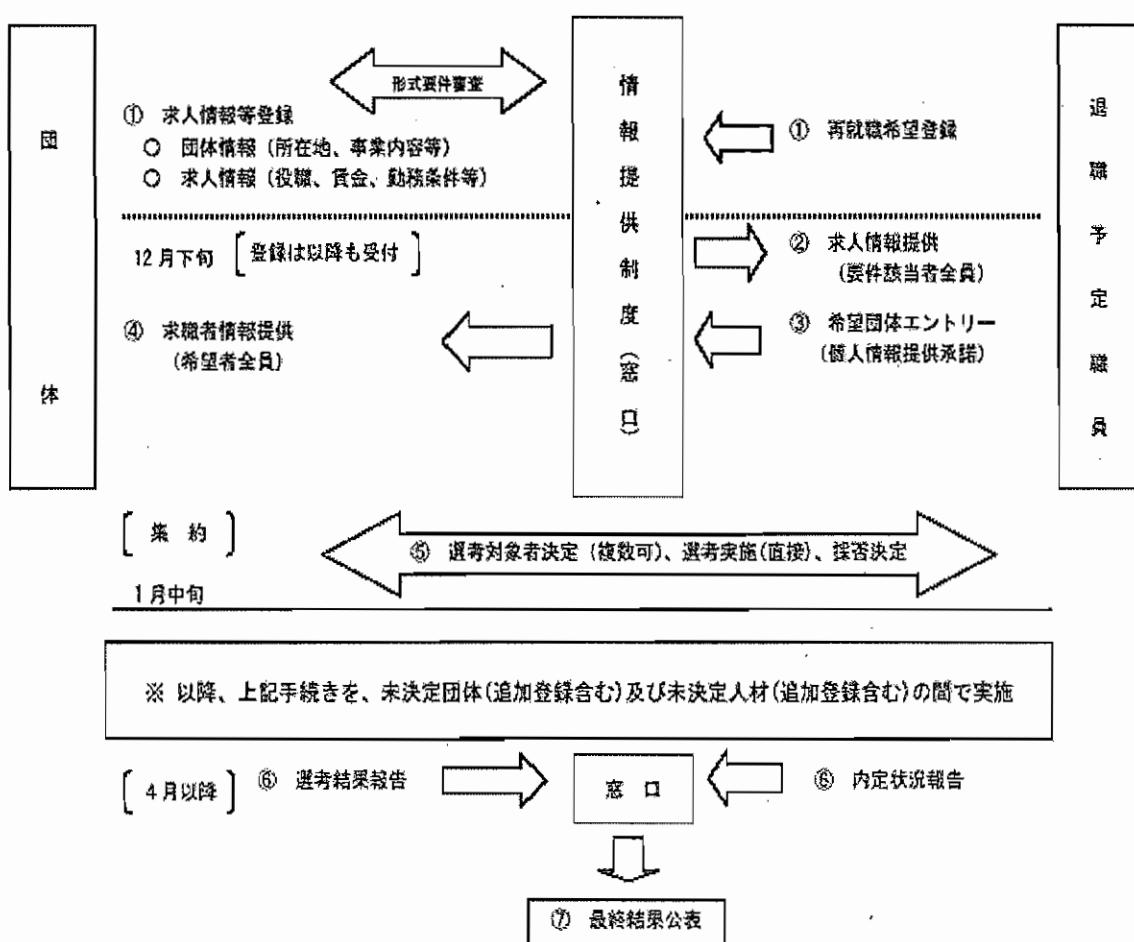
(選考)

- ⑥ 団体は、直接、選考対象とする登録職員に通知、選考を実施し採否を決定
- ⑦ 団体は、選考結果を窓口へ報告
- ⑧ 登録職員は、内定状況を窓口へ報告

(公表)

- ⑨ 窓口は、採用結果を集約し、公表

外郭団体等の県退職職員活用にかかる情報提供制度フロー図



(5) クレジットカード納税の導入について

1 クレジットカード納税とは

地方税法における第三者納付の規定（第20条の6）や地方自治法における指定代理納付の規定（第231条の2）に基づく「立替払い」方式によってクレジットカード会社等を通じて納付を行う制度です。

具体的には、納税者がインターネットを利用して納付手続を行い、納税者が契約するクレジットカード会社からの振替依頼により、指定代理納付者が地方公共団体に代理納付し、納付金は、後日クレジットカード会社から本人に請求されることとなる仕組みです。

2 導入の目的・効果

(1) 利便性の拡大の観点

- ・納税者は手元に現金がなくても納税できます。
- ・24時間いつでも自宅において納税手続きが可能となります。
- ・納税手段が拡大され、納税者は金融機関窓口や県税窓口、コンビニ収納などの多様な納税手段から選択し納税することができます。

(2) 費用対効果の観点

- ・今まで納期後のボーナス等の支給日に納付していた納税者が、納期内納付の扱いとなることが期待できます。
- ・自動車税の徴収率が比較的高水準となっていることから、クレジット納税を導入しても短期的には徴収率の大幅な向上に結びつけにくいものの、長期的には、現在、急速に進むインターネットの普及拡大に対応し、これから納税者となる若者の志向にも応えることとなり、今後の徴収率の維持向上につながります。

3 制度設計と概算費用

(1) 対象税目：自動車税

(2) 利用件数見込み：約2万件(納期内納付件数60万件×利用率3%)

(3) 手数料：県負担0円、納税者負担420円

(4) 概算費用（他県導入実績から算定）

○導入初期費用：約2,400万円

○維持費用：約200万円

4 今後のスケジュール

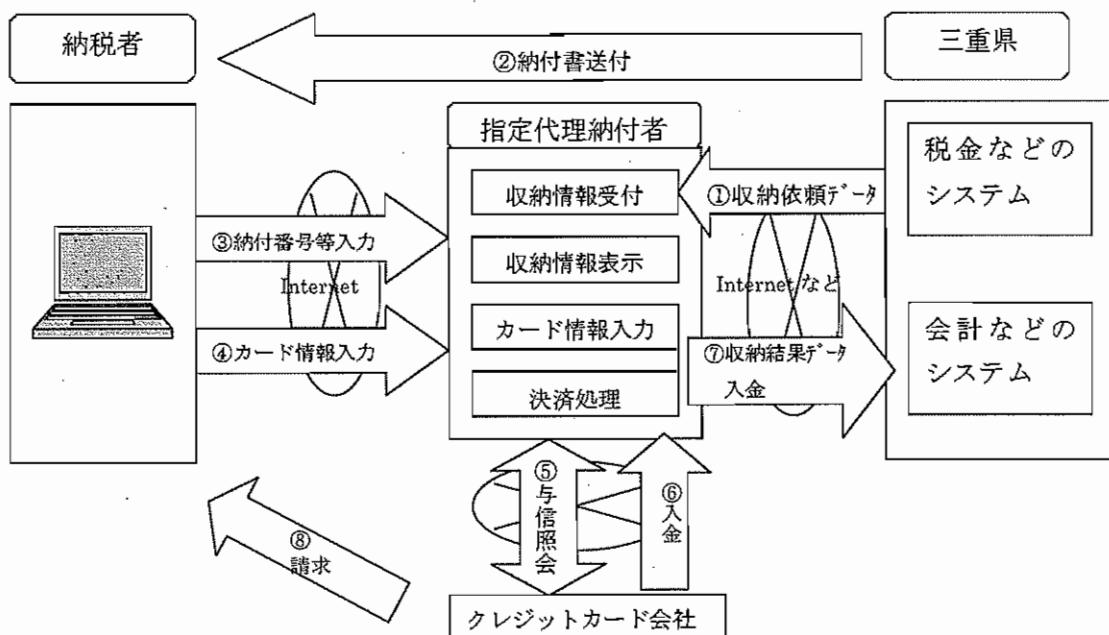
平成25年7月頃 指定代理納付者の選定

平成25年8月頃～ 税システムの改修（6ヶ月程度）

平成26年5月 クレジット納税の導入

<参考資料>

クレジットカード納税の概念図



他県の状況

	導入年度	対象税目	手数料	負担割合(円)		納期内利用件数	利用率(%)	納期内納付率(%)
				県	納税者			
宮崎県	H19	自動車税	420円	105	315	9,206	2.4	68.0
香川県	H20	自動車税	420円	105	315	6,698	1.8	81.4
佐賀県	H20	自動車税	419円	119	300	3,240	1.1	70.2
岐阜県	H21	自動車税	420円	105	315	19,910	2.2	75.7
新潟県	H21	自動車税	420円	105	315	9,897	1.0	73.1
和歌山県	H21	自動車税	420円	105	315	4,033	1.2	79.4
福岡県	H21	自動車税	420円	105	315	56,483	3.3	68.1
宮城県	H22	自動車税	420円	105	315	6,333	0.7	81.0
鹿児島県	H22	自動車税	420円	105	315	5,501	1.0	69.5
奈良県	H22	自動車税	420円	105	315	5,063	1.1	82.5
東京都	H23	自動車税	—	非公表	315	87,127	2.9	81.2
青森県	H24	自動車税	420円	105	315	—	—	78.5
鳥取県	H24	自動車税	420円	105	315	—	—	77.8

*利用件数、利用率、納期内納付率はH23年度実績

*熊本県はH21年度で廃止

*三重県の自動車税納期内納付率 77.3%

3 みえ緑と森のきずな税（仮称）について

1 「災害に強い森林づくり」の必要性

荒廃森林の増加と自然災害の発生状況を併せて考えた時に、県民の皆さんの生命・財産を守るために、防災・減災の観点から土砂や流木の発生を抑制する新たな対策を進め、「災害に強い森林」を重点的かつ緊急に実現する必要が生じています。

2 「災害に強い森林づくり」のための税の創設

これまでの森林対策に加え、「災害に強い森林」を早期に実現するという新たな行政需要に対応するためには、その財源を新たに確保する必要があります。

しかしながら、既存の財源に多くを期待できない状況の中、森林の恩恵は全ての県民が受けしており、災害に強い森林づくりを社会全体で緊急に進めていくためには、その費用を幅広く負担していただくことが適当と判断し、財源確保の方法として新たな租税を早期に導入することが必要と考えます。

3 「みえ緑と森のきずな税（仮称）」を活用した施策

山崩れや洪水など災害発生のリスクを軽減するような新たな森林整備を進める施策と、のような森林づくりを県民全体で支える社会をつくるための施策を進めます。

（1）基本方針1 災害に強い森林づくり

防災・減災の観点から整備の急がれる森林について、土砂災害防止機能等を高めるために必要な対策を講じ、災害に強い森林を実現します。

【主な対策】

- 土砂を流さない森林整備と伐採木の搬出による流木の発生抑制
- 堆積した不安定土砂や流木の撤去による森林内の防災施設の機能強化
- 里山や竹林の再生、人家裏や通学路沿いの森林整備、水源林など特に重要な森林の公有林化、海岸林の整備など、地域の実情に応じた身近な森林対策

（2）基本方針2 緑・森・人の絆づくり

住民による森林づくり活動への参加の機会や木とふれあう機会の提供を進めるとともに、都市空間や生活空間に緑や木材を積極的に取り入れるなど、緑や森林と県民の皆さんとの絆を深めます。

【主な対策】

- 小中学校における森林環境教育の定着促進と指導者の育成、小中学校の机・イス・教室内装の木質化、都市住民が森林と触れ合う機会の創出、森林づくり技術者の育成
- 木造仮設住宅キットの備蓄、公共性の高い建物や街並みの木造・木質化、チップやペレット等木材のエネルギー等利用促進
- 漂着流木等の除去活動支援や、緑地整備による緑と潤いの空間の創出

(3) 当面必要となる経費

約51億円（5年間）

4 地域の実情に応じて実施する対策への支援

(1) 市町交付金制度の創設

市町が地域の実情に応じて創意工夫して森林づくりの施策を展開するために必要な交付金制度を創設します。

(2) 税収事業における県と市町の役割分担

県は、税収事業の実施による効果が広範囲にもたらされる対策や県が実施することで効率化が図られる対策を担い、市町は、暮らしに身近な森林対策、森林環境教育や都市住民が森林と触れ合う機会の創出等、住民と森林との絆を深める取組を行います。

5 「みえ緑と森のきずな税（仮称）」のしくみ

- 課税方式 県民税均等割の超過課税
- 税額 【個人】 年額 1,000円（現行の均等割額は1,000円）
【法人】 年額 現行の均等割額の10%相当額（2,000～80,000円）
- 税収規模 初年度 約8億1千万円
平年度 約10億6千万円
- 税率設定の考え方 当面必要となる経費を確保すること、現行の県民税における個人分と法人分の税収割合の維持、先行県の事例も参考にしつつ県民の皆さんの過重な負担にならないことなどを総合的に考慮して設定
- 税収の使途 森林づくりに関連する事業に活用
- 導入時期 平成26年4月1日

6 使途の明確化（基金の創設）

「みえ緑と森のきずな税（仮称）基金」を造成し、超過課税相当分を基金に積み立てることで既存財源と区分して使途を明確化するとともに、税収事業の結果についても公表することとします。

7 評価制度の創設

第三者による評価委員会を設置し、新たな税財源を用いて実施する事業の評価検証を行います。これらの結果は、県民の皆様に公表します。

8 見直し期間

効果の検証等が必要であることから、導入後5年間を目途として見直しを行います。

みえ緑と森のきずな税（仮称）の導入について（案）

平成24年9月
三重県

1. はじめに

私たちは、木材等資源の供給のほか、土砂災害の防止、水源のかん養、地球温暖化防止、生物多様性の保全、保健・休養など、様々な森林の「恵み」を享受しています。生活に欠かせない「水」や「空気」の源は森林であり、私たちの日々の暮らしの安全・安心は森林によって支えられています。

ところが、長引く林業の低迷の中、森林所有者の森林への関心は低下し、山村の過疎化・高齢化もあって手入れ不足の森林の増加が懸念されています。また、身近に存在する里山についても、私たちの生活様式が変化する中で日々の暮らしとは疎遠なものとなり、ヤブ化した里山や放置竹林の拡大が目立つようになるなど、森林の持つ様々な機能が危機に瀕しています。

一方、都市化の進展や暮らしの変化に伴い、人と森林や木材との絆が弱まってきています。

2. 森林づくりに関する税の検討経緯

このような中、昨年9月に三重県南部を襲った台風第12号に伴う紀伊半島大水害では、山崩れに伴って流出した土砂や流木が下流の市街地まで押し寄せて道路や橋梁に被害を与え、山間部のみならず市街地をも巻き込むほどの甚大かつ広域な被害がもたらされました。改めて、森林の持つ保水力や土砂の流出防止機能等の森林の恵みの重要性が認識されたところです。

紀伊半島大水害を受け、三重県は、森林づくりに関する税の在り方、使途等について調査審議するため、昨年12月に「森林づくりに関する税検討員会条例」を制定しました。

条例に基づいて設置された「森林づくりに関する税検討委員会」では、平成24年1月から、税導入の是非も含めて、その在り方や使途等について幅広く議論を重ね、同年6月に報告書（骨子案）を公表し、パブリックコメント等により県民の皆様からのご意見を募集しました。寄せられたご意見も踏まえ、同年7月に開催された第5回検討委員会において最終報告書がとりまとめられ、同年8月に「森林づくりに関する税検討委員会報告書」として県への答申がなされたところです。

同報告書では、荒廃が危惧されている森林の状況と、自然災害が頻発する状況等を併せて考えた時に、「災害に強い森林づくり」が必要であるとし、これを実現することは水源のかん養や地球温暖化防止、生物多様性の保全など「水や命を育む豊かな森林」づくりにもつながるものであることから、このような森林づくりを地域社会全体で支える新たな仕組みが必要であるとしています。そして、新たな行政需要に対する財源確保の方法として、昨今の経済や税制を巡る厳しい環境の中においても、森林づくりの重要性や森林の恵みを広く県民が享受していることに鑑み、県独自の森林づくりに関する税の導入が適当であるとされています。

三重県では、委員会の答申を受け、県として森林づくりに関する税の導入について検討してまいりましたが、災害への対応が待ったなしであることや、一方で森林づくりには多くの労力と時間を要することを考慮し、本県独自の森林づくりに関する税の導入について、次のとおり県民の皆様にご提案いたします。

3. 「災害に強い森林づくり」の必要性

林業活動が活発であった時代には、「木を植えて、育て、収穫し、また植える」という「緑の循環」によって森林の手入れがなされ、木材も利用されていました。「緑の循環」がサイクルする中で、水源のかん養や土砂流出防止、地球温暖化防止等、森林の様々な機能が發揮され、都市・平野部も含め県民の皆さんがその恩恵を受けていました。しかし、木材価格の低迷等による林業採算性の悪化や担い手の高齢化、山村地域の過疎化・高齢化、獣害被害の増加などから森林所有者の経営意欲は減退し、林業離れが進み、手入れのされなくなった人工林が増加しています。また、暮らしの身近に存在する里山や竹林も放置され、荒廃とともに森林の機能低下が懸念されています。

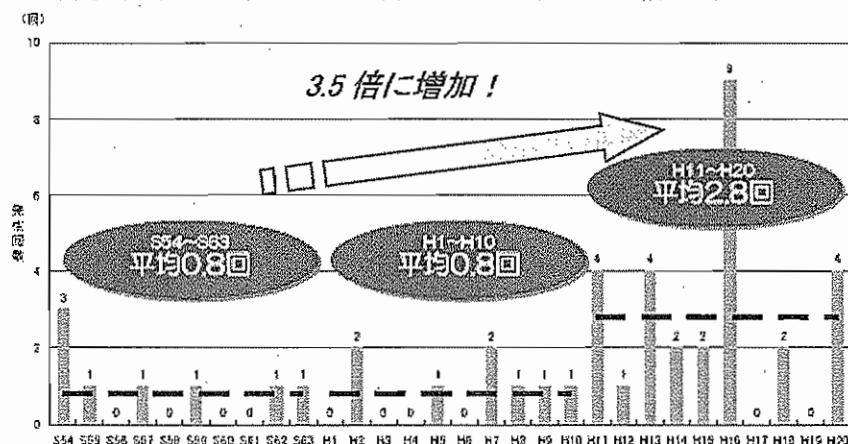


【荒廃する森林の実例】

左：手入れ（間伐）不足の人工林。モヤシのような木は風雨に弱く、下草が生えていない斜面からは降雨時に土砂が流出します。
中：人家に迫る竹ヤブ。右：ヤブ化した里山。放置された竹林や里山では、枯損木等が発生し、暮らしの安全を脅かしつつあります。

県では、公益的機能の発揮を目的とする「環境林」と、持続的な林業経営を目的とし、経営を通じて公益的機能も発揮する「生産林」とに森林を区分し、環境林においては公的森林整備、生産林においては林業活動を促進することによって森林の公益的機能の発揮を図っているところです。しかし、森林所有者や山村地域だけで森林を守り、その機能を維持することが困難となっています。

また、近年、台風の大型化や集中豪雨の頻発が顕著となっています。下図は、本県の「猛烈な雨（1時間に80mm以上の雨）」の発生回数を表していますが、最近10年間（平成11年から20年）の発生回数は30年前の10年間（昭和54年から63年）に対して約3.5倍に増加しています。



【三重県内1時間降水量80mm以上の年間発生回数（20地点あたり）】

※三重県風水害等対策アクションプログラム（平成22年3月）より

これら異常気象に伴って発生する山崩れの影響は、山間部にとどまらず、下流域まで巻き込んで広域化し、人家や公共施設、漁業にまで被害が及んでいます。近年では、平成16年9月の台風21号による災害で旧宮川村（現大台町）が、平成20年9月の集中豪雨による災害では菰野町が、平成23年9月の台風12号による紀伊半島大水害では県南部が甚大な被害を受けました。



荒廃森林の増加が懸念される状況と、これら自然災害の発生状況を併せて考えた時に、県民の皆さん的生命・財産を守るために、土砂や流木の発生を抑制する「災害に強い森林」を新たに、重点的かつ緊急に実現する必要が生じています。

一方、森林は土砂災害防止機能をはじめとする様々な機能を有し、その恩恵は全ての県民が受けていることから、災害に強い森林づくりを将来にわたって引き継いでいくためには、森林づくりを県民全体で支える社会づくりが必要です。そのためには、森林を大切に思い育む人づくり、森林づくりを支えるための木づかい、森・川・海・まちのつながりを生かした環境づくりを並行して進める必要があります。

4. 「災害に強い森林づくり」のための税の創設

「災害に強い森林」を実現し、将来に引き継ぐためには、多くの費用と時間を要し、計画的・持続的な取り組みが欠かせず、一定の財源を安定的に確保する必要があります。また、これまでの取り組みに加え、「災害に強い森林」を早期に実現するという新たな行政需要に対応するためには、その財源を新たに確保する必要があります。

しかしながら、今後の県財政の見通しとしては、歳出の見直しを一定程度行ってもなお財源不足が生じると試算しており、新たな森林づくりの対策に充当する財源について、既存の財源に多くを期待できない状況にあります。

森林の恩恵は全ての県民が受けており、災害に強い森林づくりを社会全体で緊急に進めていくためには、その費用は県民の皆様に幅広く負担していただくことが適当と判断し、財源確保の方法として新たな租税を早期に導入することが必要であると考えます。

財源確保の方法を租税とした場合、財源が継続的・安定的に確保されるため、災害に強い森林づくりが計画的に実施できます。また、税の使途を明確にすることによって、負担を通じて森林づくりへの参加意識が高まることも期待されます。

5. 新たな税の名称

「みえ緑と森のきずな税（仮称）」とする。

6. 「みえ緑と森のきずな税（仮称）」を活用した施策

前述の状況を踏まえ、当面の課題として、山崩れや洪水など災害発生のリスクを軽減するような新たな森林整備を進める施策と、そのような森林づくりを県民全体で支える社会をつくるための施策が必要と考えます。これらを2つの基本方針（基本方針1：災害に強い森林づくり、基本方針2：緑・森・人の絆づくり）として整理し、これらに連なる5本の対策を当面必要な事業案（以下、「税収事業」と言う。）として提案します。

（1）想定する事業案

①. 基本方針1 災害に強い森林づくり

防災・減災の観点から整備の急がれる森林について、土砂災害防止機能等を高めるために必要な対策を講じ、災害に強い森林を実現します。

対 策	内 容
1. 土砂や流木を出さない 森林づくり	山崩れが発生した場合に土砂や流木によって人家や公共施設に被害が及ぶ恐れのある地区を対象とし、 ○土砂を流さない森林をつくるとともに、伐採木を搬出して流木の発生を抑制する。（県実施） ○森林内の防災施設に堆積した不安定土砂や流木を撤去し、施設の機能を強化する。（県実施） 【5年間目標】 150箇所
2. 暮らしに身近な森林づくり	○里山や竹林の再生、人家裏や通学路沿いの森林整備、水源林など特に重要な森林の公有林化、海岸林の整備など、暮らしに身近な森林について、地域の実情に応じた対策を行う。（市町実施）

②. 基本方針2 緑・森・人の絆づくり

住民による森林づくり活動への参加の機会や木とふれあう機会の提供を進めるとともに、都市空間や生活空間に緑や木材を積極的に取り入れるなど、緑や森林と県民の皆さんとの絆を深めます。

対 策	内 容
3. 森を育む人づくり	○小中学校における森林環境教育の定着促進や、小中学校の机・イス・教室内装の木質化、都市住民が森林と触れ合う機会の創出、森林ボランティアの活動支援など、森林と住民とをつなぐ取組。（市町実施） ○森林環境教育の指導者や、新たに森林づくりを支える技術者の育成。（県実施）
4. 木の薫る空間づくり	○木造仮設住宅キットの備蓄、公共性の高い建物や街並みの木造・木質化、チップやペレット等木材のエネルギー等利用促進など、木と住民が触れ合う取組。（市町実施） ○「1. 土砂や流木を出さない森林づくり」で搬出した伐採木のエネルギー等への有効利用（県実施）
5. 地域の身近な水や緑の環境づくり	○地域住民が取り組む漂着流木等の除去活動支援や、緑地整備による緑と潤いの空間の創出、漁民等による森づくり活動など水や緑を守る住民提案事業など。（市町実施） ○地域住民が取り組む漂着流木等の除去活動と回収処理等（県実施）

(2) 必要となる経費

当面必要となる経費は以下のとおり想定しています。

基本方針	対 策	5年間事業費
①. 災害に強い森林づくり	1. 土砂や流木を出さない森林づくり	22.6
	2. 暮らしに身近な森林づくり	7.3
	小 計	29.9
②. 緑・森・人の絆づくり	3. 森を育む人づくり	5.8
	4. 木の薫る空間づくり	10.2
	5. 地域の身近な水や緑の環境づくり	3.6
運営に必要な経費	小 計	19.6
	合 計	1.0
		50.5

<5年間の事業展開の考え方>

災害に強い森林を早急に実現する必要があることから、取り組み期間の初期においては基本方針①「災害に強い森林づくり」の施策を重点的に実施します。また、災害に強い森林を将来にわたって引き継ぐ上で、それらを支える社会づくりも重要であることから取り組みの後期においては基本方針②「緑・森・人の絆づくり」の施策を充実します。

(3) 地域の実情に応じて実施する対策への支援

①. 市町交付金制度の創設

森林法の改正等により、近年、森林行政における市町の果たす役割の重要性が増しています。森林行政の第一線にあって、森林所有者や事業者、森林づくりに取り組む市民団体等と主体的に接点を持ちながらパートナーシップを築き、地域の森林づくりのリード役となることが求められています。

このような状況を考慮し、市町が地域の実情に応じて創意工夫して森林づくりの施策を展開するために必要な交付金制度を創設します。

②. 税収事業における県と市町の役割分担

税収事業を効果的に展開するためには、県と市町が役割分担した上で効率的に事業実施することとします。税収事業における県と市町の役割分担は次のとおり考えます。

県	税収事業の実施による効果が広範囲にもたらされる対策や県が実施することで効率化が図られる対策を担う。具体的には基本方針①のうち「土砂や流木を出さない森林づくり」を中心に行う。
市町	暮らしに身近な森林対策や、森林環境教育や都市住民が森林と触れ合う機会の創出等の住民と森林との絆を深める取組を担う。具体的には基本方針①のうち「暮らしに身近な森林づくり」と基本方針②を中心に行う。

③. 市町交付金配分の考え方

交付金額は上記の役割分担を踏まえて全体額を決定します。市町毎の配分は、森林面積や人口などを算定基礎として一定のルールに従って配分する「基本配分枠」を基本としますが、事業費が基本配分枠を超える場合への対応として、市町からの事業計画申請等に基づいて弾力的に配分するための「特別配分枠」を設けます。

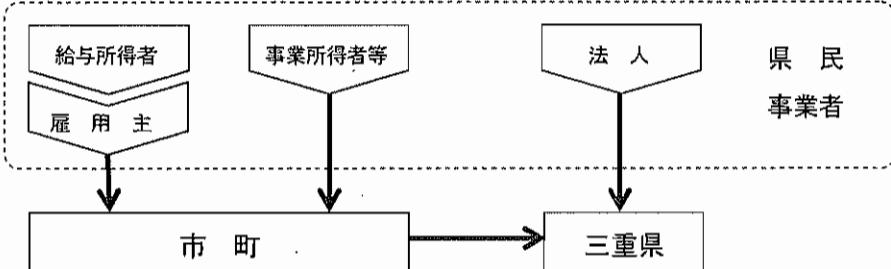
基本配分枠	均等配分（各市町へ均等に一定額を配分）、人口配分（市町の人口割合に応じて配分）、森林面積配分（市町の森林面積割合に応じて配分）の3つの配分方法を組み合わせて配分します。
特別配分枠	大規模な公共施設の木造化や水源地保護のための公有林化等、事業費が大きく基本配分枠だけで対応できない場合について、市町からの事業計画申請等に基づいて弾力的に配分します。

7. 「みえ緑と森のきずな税（仮称）」のしくみ

森林の恩恵は全ての県民が受けていることから、地域社会全体で森林づくりを支える新しい仕組みをつくる必要があり、費用について県民の皆様に幅広く負担していただくとの「みえ緑と森のきずな税（仮称）」の趣旨と、県民税均等割の「地域社会の費用について個人も法人も構成員として幅広く負担を求める」という性格が合致することから、現行の県民税均等割に上乗せして課税する「県民税均等割の超過課税方式」を採用します。

この方式は、森林づくりのための税を導入している多くの先行県において採用されており、既存の税制度を活用することから納税しやすい仕組みであり、徴税にかかるコストも新たな税の創設より抑えることができます。

課税方式	県民税均等割の超過課税
納税義務者	<p>【個人】<納税義務者数約88万人> 1月1日現在で、県内に住所、家屋敷または事務所などを有している方 ただし、次の①、②、③のいずれかに該当する方には課税されません。</p> <p>① 生活保護法の規定による生活扶助を受けている方 ② 障がい者、未成年者、寡婦又は寡夫で、前年の合計所得金額が125万円以下の方 ③ 前年の合計所得金額が、市町の条例で定める金額以下の方</p> <p>【法人】<約3万7千法人> 県内に事務所、事業所などを有している法人</p>
税率（年額）	<p>【個人】1,000円 (現行の均等割額は1,000円)</p>

	<p>【法人】 現行の均等割額の 10%相当額 (2,000~80,000 円) (現行の均等割額は、下表のとおり資本金等の額に応じて決まる。)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分 (資本金等の額の区分)</th><th>現行の均等割額 (年額)</th><th>税率 (年額)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1千万円以下</td><td>20,000 円</td><td>2,000 円</td></tr> <tr> <td>1千万円超 ~ 1億円以下</td><td>50,000 円</td><td>5,000 円</td></tr> <tr> <td>1億円超 ~ 10億円以下</td><td>130,000 円</td><td>13,000 円</td></tr> <tr> <td>10億円超 ~ 50億円以下</td><td>540,000 円</td><td>54,000 円</td></tr> <tr> <td>50億円超</td><td>800,000 円</td><td>80,000 円</td></tr> </tbody> </table> <p>【税率設定の考え方】 当面必要となる経費を確保すること、現行の県民税における個人分と法人分の税収割合の維持、先行県の事例も参考にしつつ県民の皆さんのが重な負担にならないことなどを総合的に考慮して設定しました。</p>	区分 (資本金等の額の区分)	現行の均等割額 (年額)	税率 (年額)	1千万円以下	20,000 円	2,000 円	1千万円超 ~ 1億円以下	50,000 円	5,000 円	1億円超 ~ 10億円以下	130,000 円	13,000 円	10億円超 ~ 50億円以下	540,000 円	54,000 円	50億円超	800,000 円	80,000 円
区分 (資本金等の額の区分)	現行の均等割額 (年額)	税率 (年額)																	
1千万円以下	20,000 円	2,000 円																	
1千万円超 ~ 1億円以下	50,000 円	5,000 円																	
1億円超 ~ 10億円以下	130,000 円	13,000 円																	
10億円超 ~ 50億円以下	540,000 円	54,000 円																	
50億円超	800,000 円	80,000 円																	
税収規模	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>初年度</th><th>平年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>個人</td><td>7億8千万円</td><td>8億8千万円</td></tr> <tr> <td>法人</td><td>3千万円</td><td>1億8千万円</td></tr> <tr> <td>計</td><td>8億1千万円</td><td>10億6千万円</td></tr> </tbody> </table>		初年度	平年度	個人	7億8千万円	8億8千万円	法人	3千万円	1億8千万円	計	8億1千万円	10億6千万円						
	初年度	平年度																	
個人	7億8千万円	8億8千万円																	
法人	3千万円	1億8千万円																	
計	8億1千万円	10億6千万円																	
徴収方法	<p>【個人】 市町が個人県民税均等割に上乗せをして賦課徴収し、県へ払い込む。 【法人】 法人が法人県民税均等割に上乗せをして県に申告納付する。</p> 																		
導入時期	平成26年4月1日施行を目指す。																		
税収の使途	森林づくりに関連する事業に活用する。 ※詳細は、前述のとおり																		
使途の明確化	「みえ緑と森のきずな税（仮称）基金」を創設し、使途を明確化する。 ※詳細は、後述のとおり																		
評価制度	第三者による評価委員会を設置し、税収事業についての意見や提案をいただくとともに、事業結果についての評価検証を行う。 ※詳細は、後述のとおり																		
見直し期間	導入後5年間を目途として見直しを行う。 ※詳細は、後述のとおり																		

8. 使途の明確化（基金の創設）

「県民税均等割の超過課税方式」の場合、普通税であることから一般財源として扱うこととなります。新たな森林づくりの施策に対して新たな税負担を求めるものであり、超過課税相当分が森林づくりのために使われることを県民の皆様に対して明らかにする必要があります。

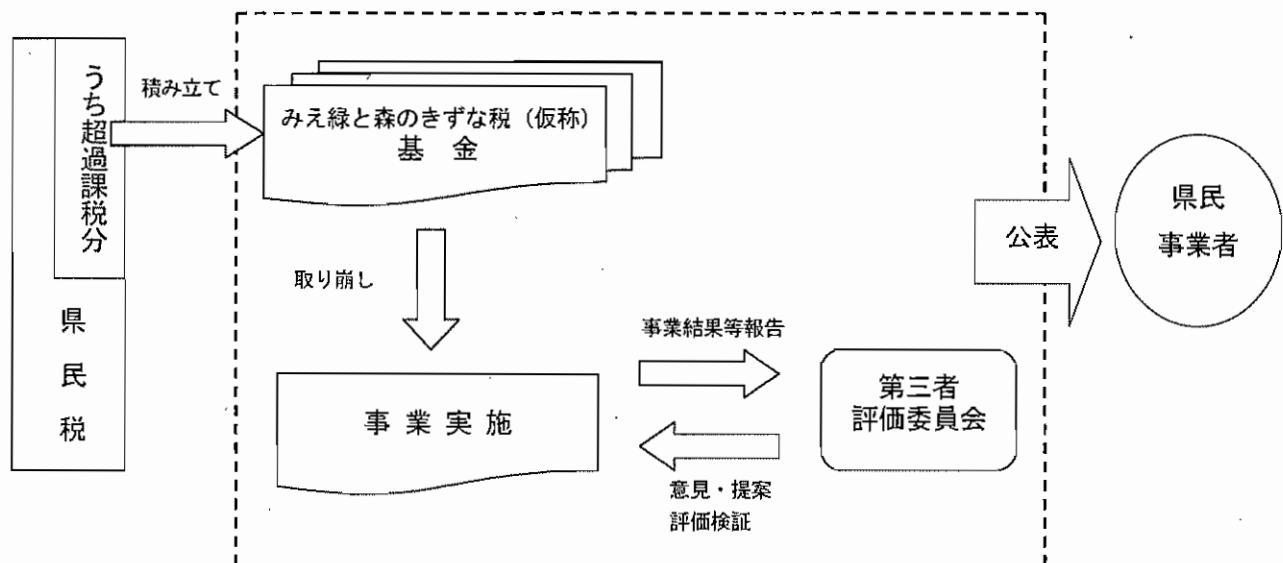
このため、「みえ緑と森のきずな税（仮称）基金」を造成し、超過課税相当分を基金に積み立てることで既存財源と区分して使途を明確化するとともに、税収事業の結果についても公表することとします。

9. 評価制度の創設

第三者による評価委員会を設置し、新たな税財源を用いて実施する事業についての意見や提案、事業の結果についての評価検証を行います。

これらの結果は、県民の皆様に対して公表します。

＜基金造成と評価制度＞



10. 制度の見直し

みえ緑と森のきずな税（仮称）制度と税収事業については、不断の見直しが必要であり、その際、その時々の県民ニーズも把握しながら制度を進化させることができます。事業の評価検証を行い、その結果を受けて、制度の見直しを行います。

森林づくりには多くの時間を要することから、一定の事業が展開され効果の検証が必要であることを考慮し、5年間を目途として見直しを行うこととします。

4 税外の未収金対策について

1 「税外債権に関する実態調査」結果について

(1) 調査の概要

ア 調査目的

本調査は、税外未収金に対する全般的な取組の枠組みを構築するにあたり、各債権の管理状況等を把握し、また、課題の整理を行うことを目的として実施しました。

イ 調査期間

調査票調査：平成24年6月4日～6月21日

ヒアリング調査：平成24年7月3日～20日

ウ 調査対象及び対象所属

対象：県の保有する税外債権（一般会計、特別会計、企業会計）

対象所属：平成23年度決算（見込み）における税外未収金を所管する本庁所属（課）

エ 調査方法

対象所属に対して調査票調査を実施するとともに、ヒアリング調査（抽出調査）を実施しました。

オ 調査内容

調査票調査：未収金額、件数などの決算（見込）数値、法的根拠、回収方法、問題点等

ヒアリング調査：債権管理方法の実態確認、先進事例の把握等

カ 調査対象数

調査票調査数 76債権

ヒアリング調査数 30債権（39.5%）（金額ベースの抽出率 99.3%）
(未収金額500万円以上の債権を抽出)

(2) 調査結果

ア 税外未収金の状況

税外未収金は、平成23年度決算見込で6,652百万円です。債権を法的な性格の違いから「強制徴収公債権※1」「非強制徴収公債権※2」「私債権※3」の3つに区分すると、金額ベースで「私債権（4,336百万円、65.2%）」が最も多く、次いで「強制徴収公債権（2,199百万円、33.1%）」、「非強制徴収公債権（117百万円、1.7%）」と続きます。（表1）

各区分の中で、未収金額が1,000万円以上ある債権の割合が高いのは貸付金が属する私債権（45.5%）、次いで強制徴収公債権（29.4%）、非強制徴収公債権（6.6%）となっていきます。（表2）

未収金総額（6,652百万円）の1%弱（63百万円）が、居所等が不明で主債務者と連絡がとれない債権です。

私債権の未収金（4,337百万円）のうち、およそ半分（49.1%）の2,130百万円が10年以上経過している長期滞納です。（表3）

表1 税外未収金の状況

	総計	強制徴収 公債権	非強制徴収 公債権	私債権
H23 年度未収金額 (百万円)	6,652	2,199	117	4,336
割合(%)	100.0	33.1	1.7	65.2
現 年 度(百万円)	417	188	10	219
過 年 度(百万円)	6,235	2,011	107	4,117
主なもの		産廃行政代執行費(2,075)、放置違反金(37)、児童措置費負担金(32)	生活保護費返還金(85)、恩給・扶助料過払金(9)	高度化資金貸付金(3,206)、母子及び寡婦福祉資金貸付金(405)、県立病院使用料等(137)
H23 年度不納欠損額 ^(注) (百万円)	48	12	2	34
未収金のある債権の数	76	17	15	44

(注)・「H23 年度不納欠損額」は調査対象債権分を集計した金額であり、調査対象外債権（23 年度の不納欠損により未収金額がゼロになった債権）は含まれないため、決算額とは一致しない。
 ・県立病院使用料等（病院事業会計）の不納欠損額は、「会計上の減額処理」額を計上している。

表2 未収金額別の状況

	総数		強制徴収 公債権		非強制徴収 公債権		私債権	
	債権数	割合(%)	債権数	割合(%)	債権数	割合(%)	債権数	割合(%)
未収金額 100万円 未満	31	40.8	7	41.2	7	46.7	17	38.6
100万円 以上 ～1000万円 未満	19	25.0	5	29.4	7	46.7	7	15.9
1000万円 以上	26	34.2	5	29.4	1	6.6	20	45.5
計	76	100.0	17	100.0	15	100.0	44	100.0

表3 未収金の内容

	総数	強制徴収 公債権	非強制徴収 公債権	私債権
H23年度未収金のうち				
居所等が不明で、主債務者と連絡がとれないもの(百万円)	63	8.1	0.3	54.7
10年以上経過の私債権 (百万円)	2,130			2,130

※1 強制徴収公債権 …公債権のうち、個々の法令により強制徴収手続が規定されている債権。

※2 非強制徴収公債権 …公債権のうち、個々の法令で強制徴収手続が規定されていない債権

※3 私債権 …主に行政庁と相手方が両当事者の合意に基づいて発生する債権

イ　これまでの取組（先進事例）

- 部内共通の横断的なマニュアルの作成（健康福祉部）
- 弁護士に回収業務を委託（雇用経済部、教育委員会、病院事業庁）
- 民間債権回収会社に回収業務を委託（健康福祉部、雇用経済部、教育委員会）
- 支払督促の実施（県土整備部、教育委員会、企業庁、病院事業庁）
- 法的措置（支払督促を除く。）の実施
(環境生活部、雇用経済部、県土整備部、教育委員会、警察本部、病院事業庁など)

ウ　課題等

- 税外収入通則条例や会計規則に債権管理に関する規定がなく、統一的な取扱方針が定められていないことなどから、督促手続や延滞金などの処理に不十分なものがあり、引き続き調査を行う必要があります。
- 長期滞納債権には、債務者等が居所不明等のため回収が困難となっているものや、分納額が僅少のため完済までに長期間を要しているものがあります。
- 民事訴訟や支払督促等の活用が進んでいる債権もある一方、徴収を進めるためのノウハウ等の蓄積がなく、滞納者や連帯保証人への追跡や法的整理がなされないまま長期間経過している場合があります。
- 私債権や非強制徴収公債権の場合、調査権がないため財産調査等が困難となっています。
- やむを得ず時効期間が経過してしまった場合、公債権は時効期間の経過のみで消滅するが、私債権は時効期間が経過しても債務者から時効の援用がなければ消滅しないので長期間債権の管理を行っているものが多くなっています。
- 回収可能性と回収コスト等とを考慮した、不納欠損や債権放棄に関する全府的な基準が整理されていません。
- 毎年度の未収金徴収目標額が設定されていない債権が多くなっています。

2 今後の取り組みについて

- (1) 「課題解決に向けた考え方」の整理（10月）
 - ・引き続き、債権管理に関する調査を継続するとともに、債権管理に関する法律（地方自治法や民法など）に基づく必要な手続や解釈を整理するとともに、抽出された課題等に対する対応策をまとめます（この段階では複数案もあり得ます。）。
- (2) 全府統一の債権管理方法の検討（11月～）
 - ・対応策を全府統一ルールとするために、課題等を解消する方法を議論するとともに、各部局においては個々の債権に関する管理制度の見直しを検討します。
- (3) 債権管理に係る方針の策定（平成25年3月末）
 - ・これまでの議論を集約して一定の方向性を示したものをまとめます。
- (4) 債権管理に係る方針に沿った徴収の実践（平成25年度以降）
 - ・統一的なルールに基づく債権管理体制によって未収金の減少を目指します。

(参考) 部局別 税外未収金一覧

《 総 括 表 》

(金額単位: 百万円)

平成 24 年度 部局名	平成 23 年度未収金額			
	現年度分	過年度分	合計	
一般会計	268	2,449	2,718	
総務部	0.03	-	0.03	
健康福祉部	36	207	244	
環境生活部	199	1,906	2,105	
農林水産部	-	62	62	
雇用経済部	-	47	47	
県土整備部	5	110	116	
出納局	-	6	6	
教育委員会	21	75	96	
警察本部	4	32	37	
特別会計	149	3,647	3,796	
健 福	母子及び寡婦福祉資金貸付事業	40	365	405
	小児心療センターあすなろ学園事業	2	2	4
農 林 水 産	就農施設等資金貸付事業等	1	46	47
	地方卸売市場事業	-	5	5
	林業改善資金貸付事業	6	14	20
	沿岸漁業改善資金貸付事業	-	30	30
雇 経	中小企業者等支援資金貸付事業等	99	3,182	3,281
企業会計		137	137	
企業庁		0.6	0.6	
病院事業庁		137	137	
合 計	417	6,235	6,652	

※記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しているため、合計は一致しない場合がある。

また、金額百万円未満のものについては小数で表示。

※防災対策部、戦略企画部及び地域連携部は未収金なし。

税外未収債権一覧(76債権)

(金額単位:百万円)

平成24年度 部局名	会計名	債権名	平成23年度未収金額		
			現年度分	過年度分	合計
総務部	一般会計	庁舎電気・電話使用料分担金	0.03	-	0.03
	一般会計	生活保護費返還金	7	77	85
	一般会計	介護福祉士等修学資金貸付金	-	0.1	0.1
	一般会計	高齢者住宅整備資金貸付金	-	28	28
	一般会計	障がい児入所施設措置費保護者等負担金	2	18	20
	一般会計	障害者住宅整備資金貸付金	-	18	18
	一般会計	心身障害者扶養共済事業負担金	0.7	11	12
	一般会計	心身障害者扶養共済過払年金返納金	0.06	0.2	0.3
	一般会計	知的障害者施設入所者負担金	-	2	2
	一般会計	福祉手当返還金	-	0.4	0.4
	一般会計	特別障害者手当返還金	-	0.3	0.3
	一般会計	看護師等修学資金貸付金	0.5	3	3
健康福祉部	一般会計	医師修学資金貸付金	15	4	19
	一般会計	健康管理手当返還金	0.03	-	0.03
	一般会計	国児学園保護費負担金	0.2	2	2
	一般会計	児童扶養手当返還金	1	13	14
	一般会計	未熟児養育医療自己負担金	0.5	0.4	0.9
	一般会計	児童措置費負担金	6	25	32
	一般会計	草の実リハビリテーションセンター使用料	0.03	0.2	0.2
	一般会計	草の実リハビリテーションセンター保護費負担金	0.01	0.2	0.2
	一般会計	児童入所施設措置費返還金	0.3	-	0.3
	一般会計	ひとり親家庭等日常生活支援事業利用料	-	0.003	0.003
	特別会計	母子及び寡婦福祉資金貸付金	40	365	405
	特別会計	あすなろ学園患者使用料及び手数料	2	2	4
環境生活部	一般会計	機器購入に係る弁償金	29	-	29
	一般会計	専修学校又は各種学校入校者補助金返還金	-	0.1	0.1
	一般会計	妊娠婦出産費補助金返還金	-	0.06	0.06
	一般会計	民法第702条に基づく事務管理費用	-	0.5	0.5
	一般会計	産業廃棄物不適正処分に係る行政代執行費用	170	1,905	2,075
農林水産部	一般会計	損害賠償金弁償金	-	60	60
	一般会計	契約解除に伴う違約金	-	0.2	0.2
	一般会計	過払前払金遅延利息	-	0.05	0.05
	一般会計	契約解除に伴う前払金返還利息	-	0.5	0.5
	一般会計	前払金返還遅延利息	-	0.5	0.5
	特別会計	農業改良資金貸付金及び違約金	1	46	47
	特別会計	旧三重県中央卸売市場市場電気水道料	-	1	1
	特別会計	旧三重県中央卸売市場市場施設使用料	-	4	4
	特別会計	林業・木材産業改善資金貸付金	6	14	20
	特別会計	沿岸漁業改善資金貸付金	-	30	30

(金額単位：百万円)

平成 24 年度 部局名	会計名	債権名	平成 23 年度未収金額		
			現年度分	過年度分	合計
雇用経済部	一般会計	中小企業従業員住宅家屋貸下料	-	19	19
	一般会計	中小企業従業員住宅家屋貸下料滞納処分費	-	23	23
	一般会計	サンアリーナ使用料	-	5	5
	特別会計	中小企業高度化資金貸付金	99	3,106	3,206
	特別会計	中小企業設備近代化資金貸付金	-	75	75
県土整備部	一般会計	違約金及び延納利息等	0.02	2	2
	一般会計	一般国道 23 号改築工事行政代執行費用	-	4	4
	一般会計	債務不履行に基づく損害賠償債権	-	1	1
	一般会計	損害賠償金弁償金	-	73	73
	一般会計	道路敷使用料	0.03	0.3	0.4
	一般会計	道路損傷復旧費用	0.1	0.05	0.2
	一般会計	河川使用料	0.3	0.9	1
	一般会計	海岸使用料	-	0.04	0.04
	一般会計	海岸管理費負担金	-	2	2
	一般会計	地所貸下料	0.1	0.2	0.3
	一般会計	岸壁荷揚場その他使用料	1	2	4
	一般会計	県営住宅使用料	1	12	14
	一般会計	損害賠償金(県営住宅)	1	7	9
	一般会計	県営住宅駐車場使用料	0.03	1	1
	一般会計	県営住宅目的外使用料	-	0.1	0.1
出納局	一般会計	損害賠償金弁償金	-	6	6
教育委員会	一般会計	高等学校等修学奨学金返還金	16	37	54
	一般会計	高等学校授業料未収金	-	3	3
	一般会計	報酬及び通勤手当過支給分戻入	0.06	-	0.06
	一般会計	自動販売機等光熱水費負担金	0.1	-	0.1
	一般会計	恩給・扶助料過払い戻未払金	-	9	9
	一般会計	手当等過年度戻入	0.1	-	0.1
	一般会計	学校施設弁償金	-	0.5	0.5
	一般会計	違約金及び延納利息	0.09	-	0.09
	一般会計	高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金返還金	0.1	0.8	1
	一般会計	大学等進学資金貸付金	0.6	10	11
	一般会計	高等学校等進学奨励金返還金	3	13	16
	一般会計	光熱水費負担金	0.005	-	0.005
警察本部	一般会計	放置違反金	4	32	37
	一般会計	自動販売機等光熱水費負担金	0.09	-	0.09
企業庁	企業会計	工業用水道料金	-	0.6	0.6
病院事業庁	企業会計	県立病院使用料等	-	137	137

※記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しているため、合計は一致しない場合がある。

また、金額百万円未満のものについては小数で表示。

5 審議会等の審議状況について

(平成24年6月1日～平成24年9月17日)

(1) 三重県公益認定等審議会

1 審議会等の名称	三重県公益認定等審議会	
2 開催年月日	平成24年6月13日	平成24年8月22日
3 委員	会長 遠島 敏行 委員 伊藤 庄吉 ほか2名	会長 遠島 敏行 委員 伊藤 庄吉 ほか4名
4 諒問事項	移行認定申請に係る諒問 (答申1件) ・公益財団法人 芭蕉翁顕彰会 移行認可申請に係る諒問 (答申2件) ・一般財団法人 三重県友の会 ・一般社団法人 四日市青年会議所	移行認定申請に係る諒問 (答申1件) ・公益財団法人 国史跡斎宮跡保存協会 移行認可申請に係る諒問 (答申2件) ・一般社団法人 三重県L.Pガス協会 ・一般社団法人 三重県配合飼料価格安定基金協会
5 調査審議結果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 移行認定申請があった法人は、公益認定の基準に適合すると認めるのが相当であるとの答申を決定した。 ・ 移行認可申請があった法人は、一般認可の基準に適合すると認めるのが相当であるとの答申を決定した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 移行認定申請があった法人は、公益認定の基準に適合すると認めるのが相当であるとの答申を決定した。 ・ 移行認可申請があった法人は、一般認可の基準に適合すると認めるのが相当であるとの答申を決定した。
6 備考		次回開催日：平成24年9月19日

(2) 三重県公務災害補償等認定委員会

1 審議会 等の名称	三重県公務災害補償等認定委員会
2 開催 年月日	平成24年 7月 27日
3 委員	委員長 内田 典夫 委員 中井 友美 外3名
4 諮問 事項	なし
5 調査審 議結果	平成23年度県・市・町・一部事務組合の非常勤職員に係る軽易な事案の処理状況につ いて、報告し了承された。
6 備考	次回開催予定 未定